

団体の概要

(令和 7年 2月 14日現在)

(ふりがな) 団体名	(シャカイフクシホウジンスミナスカイ) 社会福祉法人すみなす会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	<p>〒236-0045 横浜市金沢区釜利谷南2丁目8番1号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)</p>
設立年月日	平成11年7月21日
沿革	<p>平成11年7月 社会福祉法人認可 平成13年5月 「航」及び釜利谷地域ケアプラザ開設 平成16年4月～令和30年5月 グループホーム13か所の開設 平成16年5月 金沢地域活動ホーム「りんごの森」開設 平成21年11月 柳町地域ケアプラザ開設 平成25年6月 認知症対応型通所介護「やまゆり」開設 平成25年8月 地域支援センター開設 平成26年11月 生活介護事業所 「手織り工房 コパン」および「カフェ・ドウ・リアン」開設 平成30年12月 「手織り工房 コパン分室アミー」および「カフェ・ドウ・アミー」開設 令和2年2月 多機能型事業所「ラヴァリエッタ」開設 令和2年4月 久遠チョコレート横浜金沢店開店 令和4年11月 障害福祉サービス事業所「ネーブル」 令和6年1月 認知症対応型通所介護「やまゆり」事業廃止 令和6年4月 障害福祉サービス事業所「マーレ」開設</p>
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者支援施設 航」における施設入所支援事業、生活介護事業、短期入所事業、横浜市日中一時支援事業 ・「金沢地域活動ホームりんごの森」における生活介護事業、地域活動支援センター事業、指定特定計画相談支援事業、基幹相談支援センター・横浜市地域生活支援事業、地域交流事業、自立生活アシスタント事業 ・「地域支援センター」における、共同生活援助事業、行動援護事業・横浜市移動支援事業、横浜市障害者後見的支援事業 ・「横浜市釜利谷地域ケアプラザ」及び「横浜市柳町地域ケアプラザ」における地

	域活動・交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業、デイサービス事業、指定居宅介護支援事業 ・「手織り工房 コパン」「コパン分室アミー」「マーレ」における生活介護事業および「カフェ・ド・リアン」「カフェ・ドゥ・アミー」における地域住民への交流の場の提供			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	1,806,961,293	1,869,979,140	1,944,076,465
	総支出	1,800,192,081	1,884,564,932	1,975,312,955
	当期収支差額	6,769,212	▲14,585,792	▲31,236,490
	次期繰越収支差額	830,799,046	804,789,395	761,035,160
連絡担当者	【所 属】	■■■■■		
	【氏 名】	■■■■■		
	【電話】	■■■■■		
	【F A X】	■■■■■		
	【E-mail】	■■■■■		
特記事項	なし			

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

釜利谷地域ケアプラザは運営を開始して23年間が経過し、その間釜利谷の地域に根差した活動を着実に行ってきました。法人の理念である「地域の中で明るく豊かに！子供も大人もお年寄りも障害のある人も」を目指して、誰もがその人らしく自立した生活を続けられる地域社会づくりを行ってきました。これは地域包括ケアシステムの根幹である「住み慣れた地域で暮らし続けられるように」と合致しています。ケアプラザは地域に最も近い存在として、地域住民の一人ひとりの声を拾い上げることができますと想っています。今後も時代の移り変わりに合わせて変化していく地域ニーズに柔軟に対応しながら、各職種が繋がりを深め、より大きな力となれるよう推進していきます。

1 指定管理者として行うべき取り組み

(1) 関係機関・団体との連携強化

地域包括ケアシステムの構築や地域福祉保健計画の推進には関係機関・団体との連携が不可欠です。横浜市及び金沢区役所が示す事業方針を確認し、金沢区社会福祉協議会等とも連携を図り、地域の中で多様な活動主体と協働しながら課題解決を進展させることができますと想っています。また、支援を必要としている人には様々な関係機関が関与しています。関係機関とは常に密接な情報交換・共有を行い、地域ケアプラザとして的確なサービスを提供する体制を整え、これを維持していく必要があります。個別支援を通じて連携体制を強化していくことは重要な課題です。

ア 区役所との連携

- ・ 横浜市から受託している地域包括支援センター事業、地域活動交流事業及び生活支援体制整備事業のみならず、居宅介護支援事業、通所介護事業などについて、日常的に区役所との情報交換を緊密に行っていきます。
- ・ 定例の会議による情報交換・共有を確実に行うことはもとより、個別事例を通しての意見交換についても、把握した情報は関係する職員間で共有することを徹底し、協働して事業を推進していくことを着実に進めています。
- ・ 地域ケアプラザが地域から把握した情報について区役所に的確に伝えています。

イ 区社会福祉協議会との連携

- ・ 地域福祉保健計画推進のための重要なパートナーとして、区域及び地区ごとの会議等を通して情報の交換・共有を進めています。
- ・ 地域ケア会議、支えあい連絡会等での意見交換をはじめ、個別事例についても情報交換を行う場面があり、連携を大切にし関係強化を図っています。

ウ 医療及び介護サービスとの連携

- ・ 医療機関及び介護サービス事業所とは定期的に事例検討会や情報交換会を開催し、最新情勢の確認や課題の検討、研修等を行う機会を設けており、今後も連携の充実を進めています。
- ・ 個別事例を通して情報交換・共有を日常的に行い、支援を必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、相互の信頼関係の向上に努めています。
- ・ 外部機関から信頼を得るため、地域ケアプラザ内で職員が情報を共有し、共通理解を持って適切な対応ができるよう徹底していきます。

エ 地域ケア会議の開催

- ・ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療・介護及び民生委員児童委員に加え、地域の介護予防活動や生活支援等に取り組む関係者の参加を積極的に働きかけて開催することで、個別支援の充実と地域課題の把握、検討を進めています。

(2) 地域における支えあい活動の推進

コロナ禍を経て地域の活動やニーズが変化してきています。高齢化が進み、担い手となる人材が不足し休止となった地域活動もあり、課題となっている一方、コロナ以前とは形を変えて再開した活動も多くありました。地域に寄り添い、住民同士の助け合いを後押しすることで、地域の「絆」を強くするような支援を行っていきます。そのためにも各職種が収集した情報を隨時共有し、地域の状況を把握しておく必要があります。

ア 関連する情報の提供と活用

- ・ 住民の「身近な場所に気軽に集える居場所をつくりたい」という相談を受けて、関係機関と連携することで高齢者等が集えるサロンが実現した事例が複数あります。自分の地域でも実現したいという要望を聞く機会も多いことから、成功のポイントを明確にしながら積極的に他の地域に紹介する取り組みを続けていきます。
- ・ 介護保険では対応できないちょっとした困りごとにも対応できる生活支援の取り組み「ちょいボラ」の活動が、町内会自治会の枠を超えて「かまりやお助け隊」として釜利谷エリア全体で行われています。ケアプラザとして今後も連携を行い、活動を支援していきます。
- ・ 地域には住民同士の取り組みや「かまりやトマト」などの野菜を直売する農家、品物を配達してくれる店舗があり、「かまりやみんなの活動情報」「かまりやお買い物ガイド」「かまりややさい直売所マップ」などこれまで様々な分野別に整理した小冊子を作成してきました。今後も情報の更新を随時行い、地域住民や民生委員児童委員、ケアマネジャー等に冊子を配布することで、必要な人に必要な情報が届くように仕組みを整えていきます。
- ・ 情報発信においては印刷物のほかインターネットを活用することも効果的と考えています。法人ホームページやSNSの活用など、幅広い手段を活用し最新の情報を届けていきます。

イ 地域課題への対処

- ・ 地域の活動団体が抱えている「担い手不足」「担い手の高齢化」「参加者が増えない」などの課題について、地域の支援者間で共有し、支援者と専門職が一緒に考える場を定期的に開催します。
- ・ 様々な関係機関・団体と、地域に関わる人と人を繋ぎながら、住民主体による「高齢者の介護予防」「生活上の助け合い」に関する取り組みを協力して作り上げ、高齢者をはじめとした様々

な人の社会参加を促すことに取り組んでいきます。

ウ 地域関係者による協議の場の設置

- 平成 29 年、担当地域内の住民・地域活動団体・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・介護事業所・施設職員等が集まり、誰もが安心して地域で暮らせる方策を検討した中で、地域の支えあいや高齢者の見守りが大切ではないかという共通認識のもと、互いに協議する場として「かまりやーの」を立ち上げました。
- 協議の成果として、住み慣れた地域で安心して住み続けるためのツールとして「かまもりホルダー（高齢者見守りホルダー）」を作成、この「ホルダー」には緊急時連絡先として釜利谷地域ケアプラザの電話番号と個人番号が記載されており、持ち主が外出先で倒れるなど万一の際に、本人が話せなくとも、ケアプラザは本人が登録した個人情報を警察や病院など必要な関係機関に提供できる仕組みになっています。
- 「ホルダー」について、高齢者だけでなく障がい児者等にも対象者を広げてほしいと地域の方からご要望をいただき、令和 4 年度から、地域のどなたでも年齢制限なしにご利用いただけるようになりました。令和 7 年 1 月現在 338 名の登録者があり、今後も周知を続けていきます。

エ 人材の育成

- 身近な地域で介護予防事業が実施できるよう介護予防事業を開催し、地域でリーダーとなれる人材を発掘してきました。自主化したグループに対して継続的にフォローを行っていきます。
- シニアボランティアポイント登録会を開催するなど、受講者が貴重な地域活動の担い手として活躍できるような働きかけを継続していきます。

（3）認知症への理解拡大と支援を行う活動

地域において認知症に対する関心は年々高まっていることが伺えますが、理解が十分とは言えない状況があります。認知症に対する正しい理解と支援の輪を広げるとともに、介護者への支援を継続していくことが求められています。

ア 認知症の理解を広げる講座等の充実

- 各町内会における認知症予防出張講座の開催や保育園、小中学校、大学、民間企業等における認知症サポーター養成講座の開催など、地域住民の幅広い層で認知症について正しい理解と支援の輪を広げていくことを継続していきます。また、医師等から専門的な知識を学ぶ講座も広く地域住民向けに開催していきます。

イ 認知症サポーター養成講座とキャラバン・メイト交流会の活動

- 認知症サポーター養成講座ではキャラバン・メイト自ら講座を企画し、認知症の正しい理解について地域に向けて発信しています。
- 毎年、包括エリア内のキャラバン・メイト交流会を開催しており、メイト同士が繋がる機会をつくりっています。キャラバン・メイト交流会主催の認知症サポーター養成講座を企画したこともあり、今後も地域へ活動の周知とキャラバン・メイトの支援を継続的に行っていきます。

ウ 認知症の人、家族への支援

- 月一回、認知症の人や家族、支援者が集まり、交流や情報交換の場となる「かまりやサロン」をケアプラザにて開催しています。季節のイベントや地域の交流スペースに場所を変えて行うなど、参加者の要望も聞きながら開催しています。担当エリア外の人や、若年性の当事者が参加されることもあり、今後も認知症の人の居場所づくりや介護者への支援の充実に取り組んでいきます。

(4) 健康づくり、介護予防

地域住民からは、介護予防や健康づくりに関わる知識を習得したいという要望が多く、多様な相談があります。ニーズに応じて地域における取り組みが効果的に実施されるよう事業を進めていく必要があります。

ア 地域における取り組みの充実

- 地域とのつながりの中で健康的な生活が送れるよう、健康づくり・介護予防の取り組みを進めています。コロナ禍で活動を休止してしまった地域サロンがほとんどでしたが、現在は活動を再開しているところも多く、今後も活動が継続できるようプログラムのアドバイス等の支援を行っていきます。
- 町内会館や地域ケアプラザにおいて、フレイル予防、高齢者の口腔・栄養についての講座の開催を行っており、介護予防の啓発を継続して行っていきます。
- エリアが広域なため、参加者が来やすい釜利谷地区センターやJ A横浜金沢支店等の場所も活用し開催していきます。

イ 自主的な活動への支援

- 身近な場所で仲間と一緒に主体的に健康づくりに取り組めるよう「脳トレ」「筋トレ」「太極拳」「ボッチャ」など様々な講座を開催し参加意欲につなげます。参加者が自分や仲間の健康にも気を配り、健康でいきいき暮らせるような取り組みを工夫しながら継続していきます。

(5) 子育て支援及び障がい児者支援の充実

子育て支援及び障がい児者支援については、地域活動交流事業を中心として支援内容の充実を図っていきます。養育者や当事者が孤立しないよう、またS N S等で情報が溢れすぎているこの時代、その方に本当に必要な情報提供を行うためにも、地域の支援者や団体と協力して、養育者との接点を持ち続けられるような仕組みやネットワークづくりが必要となってきます。更に、養育者や当事者の方が地域資源として活躍できる場の提供も引き続き行っています。

ア 子育て支援

- 成長段階に合わせた特色のある安定した事業を提供していきます。初めて参加する親子や発達が気になる子供も、気負うことなく安心して参加できる環境づくりを講師やボランティアとともにに行っていきます。
- 子育てに関する支援団体、地域や養育者による自主活動や支援活動等を把握し、情報提供を行うとともに、関係機関につなげるという役割も果たしていきます。また、養育者が将来的に地域資源としての活躍につながるような展開も図ります。
- 昨今、女性の社会進出に伴う晩婚化により、ダブルケアに直面する養育者が増えている中で、ケアプラザの子育て事業をきっかけに”ケアプラザは様々なことを気軽に相談できる場”と

いう周知にもつなげていきます。

イ 障がい児者支援

- ・ 障がい児者の居場所や、その人が持つ潜在的な能力が発揮できるような機会をつくります。また、すでに定期的な活動につながっている「かまりやボランティアポイント」ひこうき」を継続していきます。
- ・ 障害児を持つ保護者の自主グループの支援も引き続き行っています。

ウ 不登校児の支援

- ・ 子育て支援のボランティアとしての不登校児の受け入れを継続していきます。また、“一步踏み出す力”を後押しするため、ボランティアに限定せず、多様な支援を行っていきます。

(6) 職員の能力向上と部署間の連携強化

地域ケアプラザに求められる役割を果たしていくために、職員の能力向上は欠かすことができないものです。職員には様々な課題を把握して対応する能力、関係機関・団体と良好な関係を構築するコミュニケーション能力、個別支援を的確に行う能力など、幅広い分野で高い専門性が求められています。また、地域ケアプラザという組織の中で相互に求められる役割を果たし、チームとして業務を遂行する高い組織性の能力も欠かすことができないと考えます。

ア キャリアパスと人事考課制度

- ・ 法人では職員に対してキャリアパスを示し、人事考課制度を整え、階層別研修を実施するなど体系的に人材育成を進めています。それぞれの職場における取り組みも非常に重要なものと位置付けており、日常業務におけるOJTを中心として内部・外部研修の機会を積極的に提供し、自己研鑽の意識を高めるなど、課題を常に追求しながら継続して職員の能力向上に努めています。

イ 部署間の連携

- ・ 全部門参加の職員会議や委託部門の5職種会議をはじめ、部署を超えた会議を定期的に開催しています。他部門と連携強化することで個別支援の幅が広がり、よりきめ細かい支援に繋がっています。多職種が連携しやすいケアプラザの強みを活かした支援を行っていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の状況（人口と高齢化率）

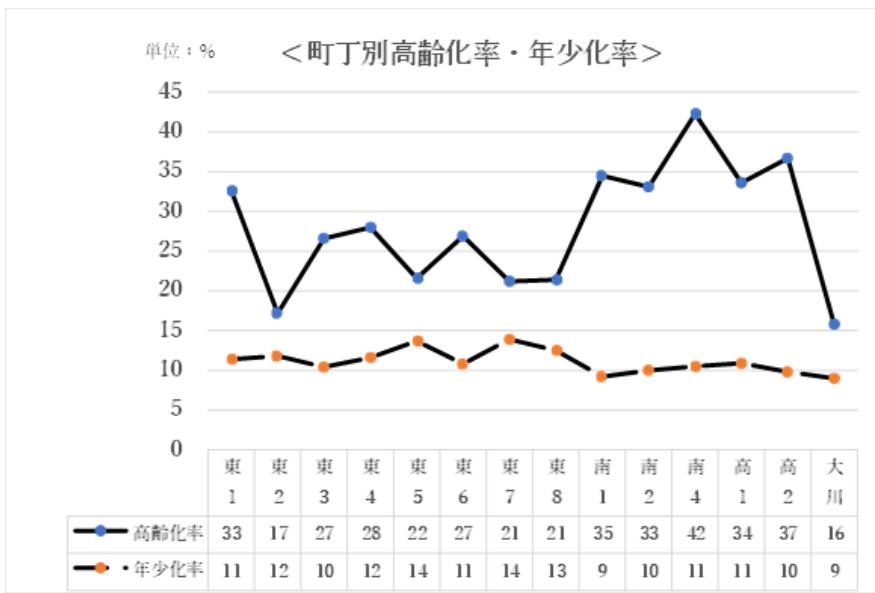
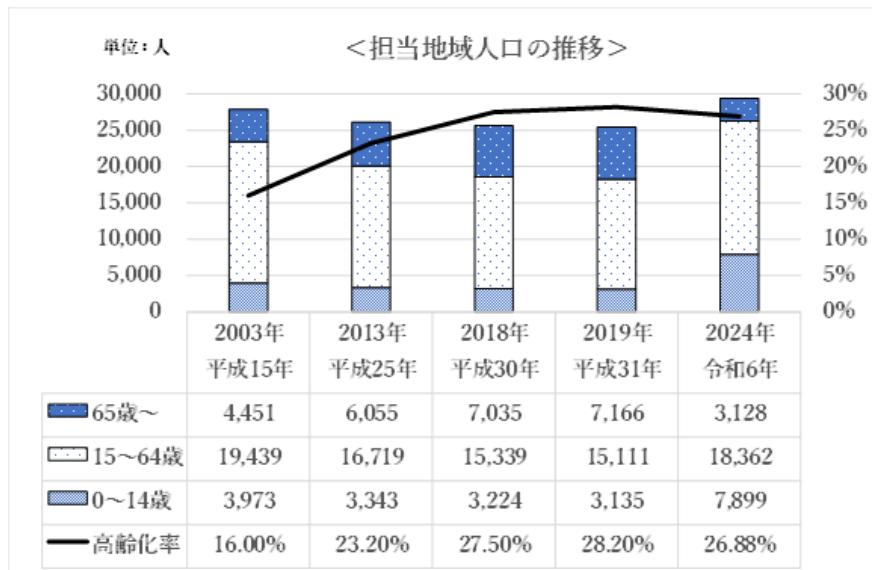
令和6年3月現在、担当地域には29,389人が暮らし、世帯数は13,623世帯となっています。令和4年3月に釜利谷南3、4丁目の一部（パークタウン自治会）が西金沢地域ケアプラザへエリア変更となり、令和5年3月には柳町地域ケアプラザの担当エリアだった大川（レイディアントシティ横濱）が追加されました。大川だけで人口が5,265名、高齢化率は15.8%となっています。

平成31年と比較すると人口は3,977名、世帯数は1,913增加となり、高齢化率は26.88%

で 1.32% 下がりました。平成 15 年から右肩上がりだった高齢化率が下降した理由として、大川（16%）と釜利谷東 2 丁目（17%）が引き下げていることが挙げられます。

一方で、釜利谷南 4 丁目は 42%、高舟台 2 丁目は 37% と金沢区の平均 31.1% を大きく上回つており、住民の 2.4 人に一人は高齢者という地区が見られるようになってきました。

これからも高齢化率は上昇していくことが予想されるため、地域住民主体のサロンや助けあい活動への支援はより重要になってくると考えています。



出典：横浜市統計情報ポータル 令和 6 年 3 月現在

2 担当地域の特色と課題

担当している地域は広域で、高齢世帯の多い地域と子育て世帯の多い地域があり、地域によって生活課題の違いがあります。特に、金沢文庫駅近くは、高齢者人口が少なく年少人口の割合が高くなっています。地縁関係の繋がりが比較的濃い住民層の多い地区と住宅地の開発により新しく転入してきた住民層の多い地区があり、町内会の運営や行事の開催に違いが見られます。

高齢者世帯の多い地区は坂道が多い地形であることがよく見られ、バスが通っていない地区も

あり、住民は外出しづらく、通院、買い物、駅への移動が困難で、社会活動が制限されやすいという課題があります。また、町内会館や自治会館までが遠い場合などは、加齢により歩行が困難になり、会合などへの参加者が減少している地区もあります。集える場所を身近な所に確保することや、移動の支援を工夫するなど、住民と共に支援策を考えていく必要が出てきています。

地域内には、高齢者の入所施設やサービス事業所が数多くあり、数年前からは高齢者向け優良賃貸住宅も増えています。このような施設と町内会との関りが難しくなってきていることも課題と言えます。また、アパートが多く生活保護世帯の多い地区もあり、住民同士のつながりが希薄で、複合的な課題を抱えた世帯もあり、地域ケアプラザに相談があった時には深刻な状況となっている事例も見られています。

介護予防及び健康づくりの活動には関心が高まっており、地域から講習会等の要望も増えています。支援を必要とする高齢者等は確実に増加しており、介護サービスを提供する事業所のみでは、地域で安心した生活を維持していくことは難しくなることが容易に予測できます。単身高齢者世帯の増加も見られ、「見守り」や「支えあい」の活動が住民主体で広まるよう支援していくことが重要な課題であると認識しています。

3 関係団体等との連携方法

(1) 自治会・町内会

- ・ 高齢化が進んでいることへの認識から、自治会町内会からは介護保険制度の説明、介護予防、健康づくりに関する講座開催の要望が多く寄せられています。出張講座を開催し、終了後には参加者からアンケートを取るなど、住民の意見や要望の把握に努めています。この取り組みを着実に継続していき、介護予防に関連する情報を積極的に提供していきます。
- ・ 地域の「支えあい」活動は徐々に広がりを見せており、住民が集まる「居場所」の設置や日常の中で必要な人に生活上の手伝いを行う「ちょいボラ」に取り組む町内会が出てきています。これらの活動が他の自治会にも広がり、釜利谷地区全体での取り組みになっています。今ではケアマネジャーが直接依頼するほど浸透しています。
- ・ 地域で成果を上げている事例を積極的に紹介し、住民自らがその効果を認識することで今まで以上に積極的に活動を考える契機となるよう、情報提供の方法も工夫していきます。
- ・ 介護予防に繋がる「元気づくりステーション」については2か所で実施していますが、今後実施する地区を拡大していくことが課題です。また、認知症予防への関心が高いことから、「認知症サポートー養成講座」開催の希望も増えており、今後も積極的に地域に出向き、必要な情報提供を行い、様々な機会をとらえて連携を深めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会

- ・ 日ごろから地域の福祉向上に取り組み、地域福祉保健計画の推進などに重要な役割を果たしている組織であり、重要なパートナーとなっています。地区別計画については協力しながら事業に取り組んでおり、高齢社会の進展に伴う課題についてもお互いに認識が深められています。
- ・ 地域における「支えあい」の実践など最新の情報を提供することで、地区としての活動がより充実するよう働きかけを継続していきます。

(3) 民生委員児童委員協議会

- ・ 民生委員児童委員は各地区で住民から困りごとや心配ごとなどの相談を受けており、連携を図ることは地域福祉を進める上で不可欠なものとなっています。地域の課題を幅広く把握しており、地域ケアプラザが取り組むべき事業を検討する上で貴重な情報の提供を受けることが出来ています。
- ・ 高齢社会の急速な進展により発生する課題について認識を共有しており、実際に高齢者の「見守り」や「支えあい」を実践している人もいます。個別事例への支援を協力して進める場合もあり、連携を図る場面は確実に増えています。今後も意見交換の場を増やし、様々な提案を受けながら、安心して暮らせる地域づくりを協働して進めています。

(4) 保健活動推進員会

- ・ 個々の委員については、それぞれの地区で地域活動の実践に携わっている場合が多く見られます。年に3回ほど、健康に関する事業を西金沢地域ケアプラザと共に開催しています。
- ・ 活動の実践から得た課題や意見等を把握し、地域活動の広がりに向けた取り組みに反映できるよう努めています。

(5) シニアクラブ

- ・ 各地区で高齢者を対象とした「居場所づくり」や「ミニデイサービス」といった活動を展開しているクラブがあります。実施している地区は自治会町内会と連携していることが多く、実施にあたっては町内会から助成を受けている場合があります。それぞれ地区ごとの活動になっており、シニアクラブの会合に出席した際に情報収集し、支援等の必要性について検討しています。

(6) 地域活動団体（自主グループ）

- ・ 地域内には高齢社会の進展に対応するため、自主的に「生活支援の活動」「居場所づくり」「介護予防」「健康づくり」などの活動を行うグループが増えてきています。多くは有志による活動となっており、安定的に継続しているグループも見られています。地域の関係者に働きかけ、実情の把握を進め、連携の方法等について検討を進めています。
- ・ 地域には活動の拠点となる場所の提供や、活動に関心を持つ人材が潜在している可能性があり、繋がりを作る機会を探るため、職員が積極的に地域に出向くことで情報を把握する活動を継続していきます。

(7) 釜利谷子育て連絡会

- ・ 釜利谷地区社会福祉協議会が運営しており、釜利谷地区で子育てしやすい地域づくりを進めるために定期的に「親子ほっとサロン」「親子すくすく広場」等の事業を展開しています。子育て支援に活かせるよう養育者を対象とした研修会を開催するなど、養育者の声を事業に反映させています。地区の中で重視している活動であり、地域ケアプラザは連絡会の事務局メンバーとして、活動場所の提供や事業の共催に加えて、運営の支援も引き続き行っています。

(8) 釜利谷コミュニティーネットなないろ

- ・ 発達に心配のある児童、障がい児、不登校児及び養育者を支援する場として、西金沢地域ケアプラザと共に主催しているネットワーク事業です。当事者団体「カモミール」、フレンドリ

ースペース金沢、区役所、主任児童委員がメンバーとなっており、定期的に会合を開催しています、現状や課題を共有する機会としており、今後も課題の解決に向けて関わりを継続していきます。

(9) フレンドリースペース金沢

- 不登校の児童等を対象として、フリースペースの設置、学習支援、面接相談、親の会等を行っている自主活動のグループです。横浜市内でも取り組んでいる団体が少ない事業で貴重な活動であり、人と関わることが苦手な児童にとっては欠かせない居場所となっています。地域ケアプラザの近隣地区にあり、情報交換、実施事業への参加、ボランティアの受け入れ、地域ケアプラザデイサービスでの児童との交流などを行っており、今後も継続していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザはその機能から様々な関係機関・団体と等間隔の連携を取りやすい立場にあります。その強みを活かして、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに向けて、多様な機関・団体との連携を強化していきます。

(1) 区役所

- 区役所が進める地域福祉保健計画について、地域ケアプラザは地区別計画の推進に向け「地域支援チーム」の一員となっており、随時必要な情報交換・共有を図っています。また、横浜市から受託している事業に関しては、その推進方法に関し定例的な会議のみならず、日常的に情報を共有することに努めており、今後も着実に継続していきます。
- 区が主催する成年後見ネットワーク事業、高齢者虐待防止事業、SOS ネットワーク事業に参画し、事業推進に貢献するとともに、他機関・団体との連携も図っていきます。
- 福祉保健サービスの提供については、区の関係部署との定例会議において事業の情報共有、事例の検討に加え、必要な時には同行訪問を行うなど、連携して的確な個別支援が行えるよう努めています。

(2) 区社会福祉協議会

- 地域福祉保健計画の推進に関し、地区別計画について互いに「地域支援チーム」の一員となっており、協働して取り組んでいます。
- 生活支援体制整備事業については地域のアセスメントシート作成の助言を受けたり、制度の改正に際しては、ケアプラザを超える法人単位の勉強会で講師を務めていただくなど、事業の推進に必要な支援を受ける場面もあり、相互の協力体制の強化と情報交換・共有に努めています。
- 個別事例で支援の協力を求めたり、地域ケア会議や地域支えあい連絡会への参加、地域活動交流事業への協力を依頼したりと、地域福祉推進のパートナーとして欠かせない機関であると認識しています。今後も地域の生活課題を把握するために、住民の座談会や住民アンケートの実施等も検討しており、協働する事業の充実を図りながら連携を強化していきます。

(3) 地区社会福祉協議会

- ・ 地域福祉保健計画の地区別計画を主体的に推進する役割を担っており、地域福祉を推進する上で日常的に連携が不可欠な団体です。計画の策定にあたっては、地域支援チームである区役所・区社会福祉協議会と協働して、バックアップする体制を作っています。
- ・ 地域ケアプラザでは、役員として所長が毎月の定例会議に出席しています。地区的自治会町内会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員会等の各種団体の代表者と、活動内容の報告や地域課題の共有、地域で協働して行っていきたいことなど、広く意見交換や情報収集ができる貴重な機会となっており、今後も積極的に活動していきます。

(4) 自治会町内会

- ・ 担当地域の自治会町内会とは、介護予防・健康づくり講座、健康チェック・健康相談会等についてそれぞれの要望を把握し、企画から運営まで協力して行っています。地域ケアプラザが実施する事業について、周知を依頼することも多い状況ですが、協力的で良好な関係が築けています。
- ・ 地域の行事に積極的に参加するなど、日ごろから町内会役員との繋がりを作り、信頼される関係を築くことが必要と考えています。地域ケアプラザでは毎年地元町内会の例大祭に神輿の担ぎ手として職員が参加し、また休憩所として場所を提供することで毎回百人を超える住民で賑わう場となっており、地域にとっては馴染みの光景となっています。
- ・ 施設の避難訓練に町内会が参加したり、町内会の消火訓練に参加したりと互いに協力し、地域の一員として協働しながら地域づくりを行っていきます。

(5) 民生委員児童委員協議会

- ・ 民生委員児童委員は地域の福祉を進める上で重要な役割を果たしており、連携については常に重視しています。個別事例の相談で課題を共有し、連携して支援を行うことが多くあり、意見交換を密接に行うことで信頼し合える関係づくりに努めています。
- ・ 地域ケア会議、地域支えあい連絡会、民生児童委員とケアマネジャーの情報交換会等を開催して情報交換を行っており、提起される課題については地域ケアプラザ内で共有し、解決に向けた方策を検討していきます。

(6) 保健活動推進員会

- ・ 地区の中で福祉活動を担う人が多く、健康づくりに関連する講座を共催するなど、連携した取り組みを継続しています。地域支えあい連絡会、「かまりやーの」などにもメンバーとして参加しており、地域での取り組みを通じた意見等を把握しながら連携を図っています。

(7) シニアクラブ

- ・ 地区の中で「高齢者の居場所づくり」や「ミニデイサービス」の実践を行っている事例が多くあります。地区定例会に出席させていただいているが、今後も地域の情報交換の中で活動の把握を進め、必要であれば個別に活動への支援について検討していきます。

(8) 医療機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会）

- ・ 支援を必要とする個々の人を通して連携することを日常的に行って来ていますが、組織的に相互の理解を深め、業務を円滑にするために情報交換会や研修会を実施しており、今後も継続していきます。

- ・ 区主任ケアマネジャー部会と金沢ケアマネ俱楽部、在宅医療相談室の共催事業として「薬剤師と介護支援専門員との情報交換会」を開催し、連携が図れるようネットワーク構築を行っていきます。
- ・ 地域包括支援センターと医療機関の情報交換会を開催し、互いの課題などの共有を行い、顔の見える関係づくりを行っていきます。
- ・ 区内、近隣市の病院と連携し、医療講演会の開催を行っていきます。

(9) 介護サービス事業所

- ・ 地域包括支援センター職員は、地域の居宅介護支援事業所を定期的に訪問し、信頼関係をつくり、対応が難しいケース等の相談対応や医療と介護の連携会議、研修を実施し、個別支援の体制を整えていきます。
- ・ 個別支援の充実と地域課題の解決に向けた地域ケア会議への参加を依頼し、多職種で検討することで支援の充実につなげていきます。
- ・ 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護等へ出向き、運営推進会議に出席し情報交換や情報提供を行うことで連携を深めており、今後も継続していきます。

(10) 小学校・中学校

- ・ 毎年3、4年生を対象に地域ケアプラザについての学習やデイサービスの利用者と交流する機会を設けており、福祉への理解を広げる授業に協力しています。
- ・ 小学生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施しており、認知症に対する正しい知識と支援の輪を広げる取り組みについて今後も継続していきます。
- ・ 学校職員については、地域での見守り、支えあいの協議の場「かまりやーの」に参加を得ており、今後の多世代での交流、見守りについて意見交換を進めています。
- ・ 中学校については、生徒が地域ケアプラザで職場体験学習を行う取り組みを行っており、授業の一環として協力しています。地域ケアプラザの職員による職業講話の依頼にも応えており、地域活動や福祉職に対する関心を高められるよう協力しています。今後も連携する活動を継続していきます。

(11) 大学

- ・ 大学の地域連携センターコーディネーターに地域支えあい連絡会への参加を依頼し、地域との情報交換や課題についての話し合いを行っていきます。
- ・ 横浜市立大学、関東学院大学とは区社会福祉協議会及び区内地域ケアプラザと共にボランティア講座を毎年開催しています。今後もこれらの取り組みを継続していきます。

(12) 金沢区地域子育て支援拠点とことこ

- ・ 共催事業を実施するとともに、情報交換を行う機会を設けており、子育てに活かせる情報の共有を図っています。
- ・ 地域ケアプラザはとことこの主催する、金沢区内でお子さんの発達に不安を抱えたご家族を支える居場所・関係機関のネットワーク「てくてく」のメンバーでもあり、今後も連携しながら、地域における子育て支援がより充実するよう努めています。

(1 3) 区内地域ケアプラザ

- ・ 横浜市の委託事業に関しては職種ごとの定例会を開催しており、会議に参加することで専門分野の情報交換・共有を進めています。担当する事業を進めていく上での課題を検討し、必要に応じて調整を行う機会としており、区レベルで地域ケアプラザごとに業務に大きな差異が出るがないように取り組んでいます。
- ・ 地域活動交流事業に関しては、障がい児者支援事業やボランティア講座を共催するなど、地域ケアプラザで連携しながら事業展開をしており、今後も継続していきます。
- ・ 所長は月一回所長会に参加し、区役所から地域ケアプラザ運営に関する事業説明及び情報提供等を受け、地域ケアプラザ同士で情報交換・共有を行っており、課題の共有と相互の連携を図っています。会議の情報は地域ケアプラザ全職員へ伝達し、必要な指示を行っており今後も継続していきます。

(1 4) 西金沢地域ケアプラザ

- ・ 同じ釜利谷地区を担当地域としており、事業内容によって連携を必要とする場合が出てきています。互いに協議を行いながら共催事業を実施しており、継続していきます。
- ・ 平成 22 年度から毎年、年 2 回「パーキンソン病交流会」を共催で実施しており、当事者と家族を対象として毎回違うテーマで行っています。
- ・ 保健活動推進員の事業開催を共催で実施しています。

(4) 合築施設との連携について * 市民利用施設との合築の場合のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

1 障害者支援施設「航」との連携

- ・ 開設当初から障害者支援施設「航」と合築した建物で運営を行っています。航は障害福祉に関する専門の施設であり、地域ケアプラザで障がいのある人から相談があった場合には専門的知見から隨時助言を求める能够な体制を整えています。
- ・ 施設の一部を共同利用しているため、各種の設備を共用で使用しており効率化を図ることができます。
- ・ 年一回、すみなすフェスタというお祭りを一体的に実施しており、毎回地域住民の方が 500 名以上来場します。地域ケアプラザに気軽に足を踏み入れ、知つていただくきっかけとなり、また障がい者と地域住民の交流が自然と行われることで、地域の福祉に対する理解の推進に繋がっています。
- ・ 毎年避難訓練を合同で行っており、災害が起きた際には互いに協力して救助活動に当たれるようにしています。
- ・ 地元町内会の協力を得て初期消火訓練を行う際には両施設の職員で準備等を行い、実施しています。
- ・ 航の生活介護事業に通所している利用者について、要介護認定を受けている場合は通所介護事業の利用が可能であり、高齢になっても必要なサービスが円滑に利用できるように連携しています。
- ・ 地域ケアプラザとして、障がいがある人も含めて様々な地域住民が気軽に参加でき、相互理解ができます。

解を深める機会を提供していくことが重要であると考えており、今後も内容の充実を図りながら連携を進めています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1 法人の理念・基本方針

(1) 理念

(ア) 「すみなす=住み成す」の実現

「住み成す（古語）」には「思い通りの状態にして住む」「好み通り整えて住む」という意味があります。法人名には、地域で暮らす人達一人ひとりが平穏で自立した生活を営むことができるような社会を実現したいという法人の心と意志がこめられています。

(イ) 「地域の誰もが明るく豊かに」

障がいを持っていたり、高齢になったことで支援が必要になった人たちも、自分の住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々なサービスを提供します。一人ひとりの「誇りある豊かな暮らしづくり」をお手伝いするとともに、地域福祉の拠点として「あらゆる人が地域の中で明るく暮らし、支えあう地域づくり」を目指します。

(2) 基本方針

事業推進の基本として職員行動指針を定めています。

(ア) 私たちは一人ひとりの『住み成す』を実現するために、人々の人権を守り、人々の課題解決を生涯にわたって支援します。

(イ) 社会・地域からかけがえのない社会福祉法人として認められるよう努めています。

1. 私たちは一人ひとりの行動そのものが『住み成す』の実現につながること、職員である前によき市民、よき社会人であるべきことを自覚し、行動します。

2. 私たちが約束すること

- ・ 何事にも誠実に向き合います。
- ・ 何よりも信頼関係を大切にします。
- ・ 私たちは、お互いの成長とチームワークを大切にし、プロ意識を持った創造的な職員となり、公正で明るく活気に満ちた職場を作ります。
- ・ 私たちは、事業を通じて子どもからお年寄りまで、すべての人々が安心して暮らせる地域づくりに貢献し、豊かな社会の実現を追求します。

2 事業実績

- ・ 平成13年、金沢区釜利谷南に知的障害者入所更生施設「航」及び横浜市釜利谷地域ケアプラザを開設して以来、常に地域のニーズに添うことを基本としながら、金沢区内を中心として順次事業を拡大してきました。
- ・ 障害者福祉分野では、平成16年に法人型地域活動ホームである金沢地域活動ホームりんごの森の運営を開始し、平成25年に共同生活援助事業、居宅介護事業、移動支援事業及び障害者後見的支援事業を実施する地域支援センターを開設しました。障害者後見的支援事業は横浜

市から受託した事業です。

- ・共同生活援助事業として運営する障害者グループホームを13か所設置しました。
- ・区域で把握した地域ニーズに応えるため、りんごの森において、就労継続支援B型事業及び生活介護事業を行う多機能型事業所を令和2年2月に開設しました。
- ・法人として地域貢献事業についてもその重要性を認識しており、施設利用者の作品展示スペースを設けるとともに、地域住民が集える「カフェ」を2か所設置しています。
- ・地域ケアプラザについては、平成13年に釜利谷地域ケアプラザの運営を開始し、これまで指定管理者として運営を継続してきています。釜利谷地域ケアプラザにおける実績を活かし、平成21年からは区内に柳町地域ケアプラザの運営を開始しました。地域ケアプラザは地域の福祉保健活動の拠点であり、また相談機関として、地域住民の期待に応えることを基本として運営の実績を重ねてきています。地域と様々な事業について協働することで信頼される存在となっていると考えています。
- ・事業開始時点の職員総数は122人でしたが、現在は460人となり、当初の事業活動収入は約5億9千万円でしたが、今年度は20億円を超える規模となり、地域ニーズに応じて事業を拡大してきています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

令和5年度の法人単位資金収支計算書における事業活動による収支ですが、事業活動による収入については予算対比で3822万円余の実行減、支出については予算対比で1509万円余の未執行となっています。認知症対応型通所介護事業の利用者減による事が減収の主な要因であると共に釜利谷地域ケアプラザ及び柳町地域ケアプラザでの利用者の介護度が軽度化した事も要因となっています。また、障害者施設でも利用者の長期入院や新型コロナウィルス感染等による利用控え等も減収の要因となりました。

事業活動資金収支差額は予算925万円余に対し、決算▲1387万円余となり、2312万円余のマイナスとなりました。事業活動による収支に施設整備等による収支、その他の活動による収支を合わせた当期資金収支差額については予算▲1077万余円に対し、決算▲3203万余円となっており、決算が▲2126万余円下回っている状況です。当期末支払資金残高は5億7722万余円となり、厳しい決算となりました。

2 法人税等の滞納の有無

当法人は収益事業を実施しており法人税の申告を行っています。消費税についても、課税事業者であるため中間申告及び確定申告を行い、年2回の納付を遅滞なく行っています。

3 財政状況の健全性

財政状況の短期安定性の指標は流動比率となります。これは、流動負債に対する流動資産の占

める割合となり、法人の令和5年度決算では 653.9%です。法人の支払能力には十分な余力があります。財政状況の長期安定性の指標は純資産比率となります。これは、資産総額に対する純資産の占める割合となり、法人の令和5年度決算では 86.9%です。純資産は十分高い比率となっています。法人の財政状況は高い健全性を維持しています。

4 安定した経営ができる基盤

令和5年度決算における「法人単位事業活動計算書」においては、次期繰越活動増減差額が 7 億 6103 万余円となっており、前年度決算 8 億 478 万余円と比較して、4375 万余円の減となりました。長年赤字であった認知症対応型通所介護「やまゆり」を令和5年度に事業廃止し、新たに障害福祉サービス事業所「マーレ」を令和6年度開所しました。ケアプラザ通所介護では積極的な営業と現利用者への満足度向上の為、プログラムの充実を図っています。

高齢障害を問わず管理職が財務経営に関する知識の取得のための研修を実施するとともに、法人各事業所においては経営状態の把握をするための分析会議を毎月実施し、その後法人全体の経営会議において共有するなど少しの変化も見逃さないよう体制強化を図っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザは地域住民の課題を把握し、課題解決に向けた活動を行うとともに、地域ケアプラザの各職種が連携し、地域支援の中核的な役割を担います。

期待される役割を担うためには、必要な資質を備えた職員を適切に配置し、職員が相互に協力しながら業務を進めていくことが不可欠です。

1 所長について

所長には、地域ケアプラザが果たすべき役割を正確に理解し、職員が持てる能力を十分に発揮できるよう的確な指導力が求められます。また、地域ケアプラザは多様な事業を展開しており、職員が連携して業務に取り組むことができるよう全体のマネジメント力も必要となります。更に、公益性のある施設であることから、地域関係団体、関係機関、区役所等の多様な関係者と連携・協働を推進する必要があり、渉外力も欠かせないものと言えます。

現在の所長は、15年間同ケアプラザにおいて居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員として経験を積んできました。社会福祉士、精神保健福祉士等の自己研鑽に努め、その知識で地域包括ケアシステムの実現に取り組んできました。また、法人では着実にキャリアを重ね、次長として職員集団の先頭に立ちケアプラザ業務の推進のためのチーム強化を図っています。職員との信頼関係を築き、組織を牽引できる人材です。

2 職員配置

事業	担当	雇用形態	人数	資格
所長		常勤	1名	介護支援専門員、主任介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士
地域活動交流事業	コーディネーター	常勤	1名	
	サブコーディネーター	非常勤	3名	
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター	常勤	1名	社会福祉主事
地域包括支援センター	保健師等	常勤	1名	地域ケア、地域保健等に関する経験のある正看護師
	社会福祉士	常勤	1名	社会福祉士
	主任ケアマネジャー	常勤	1名	介護支援専門員、主任介護支援専門員
	増員職員	常勤	1名	保健師
居宅介護支援事業	介護支援専門員	常勤	4名	介護支援専門員、主任介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士
通所介護事業	生活相談員	常勤	1名	介護福祉士
	生活相談員、介護職兼務	常勤	2名	介護福祉士、認知症介護実践者研修終了、社会福祉主事
	介護職	非常勤	20名	介護福祉士 7名 初任者研修 6名
	看護師	常勤	1名	正看護師
	看護師	非常勤	4名	正看護師

3 必要な職員の確保・適正な配置について

地域ケアプラザが求められる役割を果たすためには、様々な福祉保健サービスに関わる基本的な知識に加え、担当する職務により、相談支援、介護、福祉保健、地域福祉などの高い専門性を備えることが必要になっています。採用にあたっては複数の管理職による面接等により慎重に選考を行い、資格を含め適性や協調性を見極めています。

- ・ 欠員が出た場合には、ホームページや様々な求人方法により公募を行い、法人内の事業所からの異動や施設の内部異動も含め検討し、必要な職員の確保をしていきます。
- ・ 地域包括支援センターの主任介護支援専門員の確保に向けては、資格取得に必要な年数を経過した介護支援専門員に研修費用を助成し、資格取得を推奨することで、職員体制が不備にならないための対策を講じています。
- ・ 職員配置については、部署ごとに経験や年齢構成等にできるだけ配慮しながら、バランスの取れた体制になるよう努めています。
- ・ 地域ケアプラザ管理運営に関する基本協定書を踏まえ適正に配置しており、通所介護事業、居宅介護支援事業は、条例に定められた基準に従い必要な職員を配置しています。

- 当法人は2か所の地域ケアプラザを運営し、障害関係施設を複数運営しており、対人援助職として能力のある職員を有しています。職員の適性を活かしつつ運営体制を整備するため、人事異動により人材を確保する体制も整えています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザが地域からの期待に応えていくためには、一人ひとりの職員が持てる能力を十分に発揮し、また向上させていく努力が求められていると考えています。

1 キャリアパスと法人主催研修

法人では、職員の「キャリアパス」を策定しています。これは、法人が期待する職員の成長の道筋を示したものであり、職員自らがキャリアアップの道筋を確認できるものになります。職員については経験年数や職位により階層を設けていますが、その階層に求められる職務内容、職務能力に加え、求められる行動能力を示すことで、身につけておくべき能力等を明らかにしています。この階層ごとに、組織運営の基本的事項を習得できるよう、組織性を向上させる研修については法人主催研修として体系化しています。階層別に実施することで、法人内で必要な取り組みの共通理解が進むようにしておき、今後も継続していきます。

2 専門性の向上と研修計画

地域ケアプラザには様々な専門職が勤務しており、専門性を向上させる研修も必須のものとなります。公的機関や民間事業所が実施する専門研修については内容を確認し、有用と考える研修については参加できるよう、勤務等の配慮を行っていきます。

各部門から提出された年間研修計画をもとに必要と思われる研修内容を加え、地域ケアプラザの研修計画を策定し実施していきます。外部派遣研修に参加した職員には職場内で伝達研修や報告書の回覧を行い、知識の共有を進めています。

ケアプラザ内の研修委員会では、全職員で取り組むべき課題を検討し、適切な研鑽の機会を作れるよう準備を進めています。特に認知症や虐待防止に関する研修については通所介護事業のドライバーや清掃担当者も含めたすべての職員を対象としており、ケアプラザ職員として統一した意識で業務に当たれるように今後も継続していきます。

3 職員の目標管理の取り組み

職員には目標管理の取り組みを課題としており、「自己育成シート」という独自の様式を活用しています。年度当初、職員は上司と面談した上で業務の目標及び行動計画を作成し、上司と共有することで効果的に業務を推進できる環境を整えています。年末には目標及び行動計画について上司とともに振り返りを行うことで達成状況を確認し、今後の課題等を共有することで職員の意欲を伸ばし、自信を持って業務が行えるよう環境を整えています。この仕組みは職場内のコミュニケーション活性化にも効果が表れており、改善点を見極めながら継続していきます。

4 人事考課制度と人事異動

職員の業務への取り組み状況や能力等について、公平・公正な評価を行うために人事考課制度

を整備しています。人事考課の結果については、就労意欲の向上に活かせるよう、総合評価を伝達しており、今後も継続していきます。また、人材育成の観点からは人事異動が有効な手段となります。毎年、職員の意向を把握しながら、組織の活性化及び職員の能力向上を図ること等をねらいとして人事異動を実施していきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

乳幼児から高齢者、障がいがある方などさまざまな方が利用する施設として、設備、施設の安全性の確保と快適性を維持するため、施設の設備点検及び整備を定期的に行い不具合が発見された場合は迅速に対応を行っていきます。

日常的な維持管理は職員が行い、専門的な保守管理は専門業者に委託し、計画的、定期的に実施していきます。施設開設より 23 年が経過する中、設備、備品の経年劣化が進んでいます。大規模修繕にならないよう清掃、点検、保守を定期的に行い、今後も継続して事業運営できるよう保守管理に努めています。

1 施設・設備の維持保全

施設開設より 23 年が経過する中、併設の施設である障害者支援施設「航」とともに、その機能の維持、耐久性の確保を図るための清掃、点検、保守を行ってきました。引き続き、適切なメンテナンスに努め、軽易な修理、補修については職員が対応、必要な場合は、早急に業者による適切な工事を実施し、利用される方々の安全性と快適性を確保していきます。

施設の図面、各設備の取扱い説明書や保証書および点検記録を整備し保管、光熱水費の記録等も必要な時にすぐに閲覧できるよう整備し管理者は内容を把握しています。

施設の長期利用に対する施設・設備の維持保全については、故障や不具合の状況を建築局に随時報告、相談し金沢区や横浜市建築局と協議を重ね、大規模の修繕にならないように実施しています。建物設備等維持管理年間予定表を毎年作成し、専門業者による建物設備管理、建物清掃、環境衛生管理を計画的に実施しています。施設・設備の異常やその兆候を早期に発見し、適切な処置をすることで、故障などによって業務への支障や、大規模修繕が発生しないように対処し、修繕に関する出費が最小限になるよう努めています。さらに施設・設備の不具合の早期発見の取り組みとして、年に 1 回、施設管理者点検を実施、これは現場職員と共に点検マニュアルを確認しながら現場を巡回、機器等の作動状況や異常の有無の確認を行い、結果を記録しています。

館内の設備は、使用しやすいように、子どもの手の届く掲示物は、画鋲を使用せず掲示し、コンセント等にはカバーをする等細かい配慮を行い乳幼児も安心して施設、設備を利用できるよう工夫していきます。

2 小破修繕について

小破修繕の合計額が年間 60 万円を超えることが令和 5 年度 1 度のみありましたが、内容は多

目的ホール照明の故障による不点灯箇所の改善でした。今後も施設利用者の利便性及び快適に過ごせる空間となる様、不具合箇所は早期に発見し適切に対応します。

3 長期修繕計画について

平成 28 年に施設建築時の設計業者に依頼し、長期修繕計画を策定しました。平成 28 年を起點として 25 年間の修繕計画と費用を算出しています。建物は障害者支援施設「航」と釜利谷地域ケアプラザを一体的に建築しており、全体の修繕計画となっています。

長期修繕計画に基づき令和 3 年度には大規模改修工事を実施しました。市との協議も行い屋根の張替、防水工事、外壁の改修及び塗装を全額法人負担にて実施し利用者及び職員の利便性の向上を図りました。

今後も、修繕計画や点検等で指摘された箇所等必要な修繕を行っていく予定です。

4 清掃業務、衛生業務

清掃については、通所介護の終了に合わせて、毎日 2 人の専任スタッフにより行っています。衛生についても、毎日職員と専任スタッフにより、手すり、椅子、テーブル、浴室、トイレ等の消毒について次亜塩素酸を使用して行っています。

床は 3 ヶ月に 1 回、カーペットは年 2 回、窓は 4 ヶ月に 1 回、網戸等は年 1 回、専門業者に委託して定期的に清掃を行っており、今後も計画的に実施していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは高齢者や障がい者、こども、妊婦や幼児などの利用も多い施設であり、安全配慮義務と事件事故防止に関する職員の意識を高めることが重要と考えています。

業務におけるリスクマネジメントについて地域ケアプラザ全体で取り組み、事件事故等緊急時に適切な対応が取れるよう体制の整備、日々の情報共有やマニュアルの整備と活用、訓練を行っていきます。

1 事件事故の防止体制

事故防止業務改善委員会は、多職種で構成されており、ヒヤリハット事例を題材にケース検討を行い、職員のリスクマネジメントに対する意識を高めています。

事件事故発生時は、初動対応を正確かつ迅速に行い関係機関に連絡、報告を義務付けています。事件事故が発生した際は、各部署の管理者による臨時の会議を開催し、事故原因の究明と対策の検討を行い、再発防止策についての報告書を作成し、職員全員への回覧を行うことで周知徹底を図っていきます。また、朝礼や職員会議等における注意喚起、情報共有を行うことで再発防止に努めています。

(1) ヒヤリハット・インシデント報告書の活用

定期的な会議だけではなく、日々の業務の中での職員一人ひとりの気づきも重要と考えます。

日常の業務の中で小さなことも見過ごさず、報告書を作成、分析し、対応策を考え、職員全体で共有し、再発を防ぐ努力をしていきます。

(2) リスクマネジメントと情報共有

特に通所介護事業では、利用者的心身状態は日々変化しています。リスクについても日々変化するものとして意識し、事件事故を未然に防ぐために事故発生以前の気付かれていない危険因子を明らかにし、一人ひとりの心身の特性に焦点を当てたリスクマネジメントに取り組んでいきます。

(3) マニュアルの整備と運用

通所介護事業の利用者については、「釜利谷地域ケアプラザ事故防止・緊急時対応マニュアル」に基づいて迅速な対応ができるよう、職員教育を進めています。事故事件発生後の再発防止策でマニュアルの変更が必要な場合は適宜見直しを行い、修正を行っています。

2 急病・事件事故など緊急時の対応

貸館利用者、自主事業に参加する人が急病になった場合については、通所介護事業及び障害者支援施設の看護師が即時に対応することが可能で、必要な場合には救急車を要請するなどの対応がとれる体制としています。さらに施設内に AED を設置しており、職員は年に 1 回釜利谷消防署による普通救命講習 I で AED の取扱い研修を受けており、即時対応力の向上に努めています。

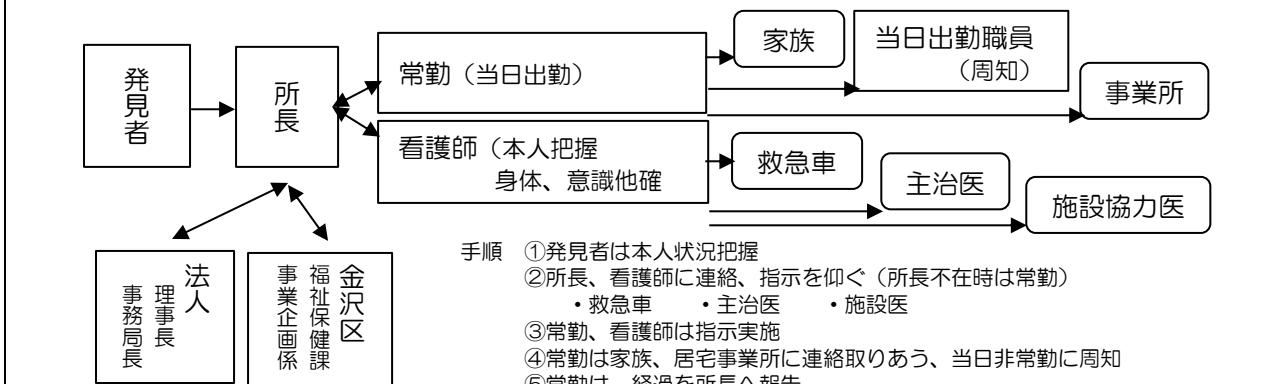
通所介護事業の利用者については、既往歴、主治医についての基本情報を把握しており、緊急時には「事故防止・緊急時対応マニュアル」に基づいて迅速な対応ができるよう、職員教育を進めています。

不審者への対応は全職員が協力して行います。窓口では在席している職員が来所者の動向を把握し、緊急時と判断すれば警備会社へ通報する体制を整えています。夜間は機械警備により不審者の侵入をチェックしており、地下入口、事務所入口、施設正面入口に監視カメラを設置し、その動向について録画記録を行っています。

緊急事態が発生した場合はすぐに行動が取れるよう、事務所内に連絡体制（図 3）、役割分担表、関係機関一覧表、避難場所の地図を掲示し、確認して行動できるようにしています。

事故が起きた際は、情報を正しく把握し、迅速な対応を心がけ、施設及び必要な関係機関に遅滞無く報告を行います。当該部署では、原因・背景を明らかにし、再発防止に取り組むこととしており、会議や日々の申し送りで周知していくことを今後も継続していきます。

図 3 事故発生時連絡表



(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には、地域ケアプラザは地域防災拠点での避難生活が困難な要介護者とその介護者を受け入れる「福祉避難場所」として速やかに機能できるよう、日ごろから応急備蓄の整備や管理を定期的に実施し、地域防災拠点との連携方法等の確認を行っていきます。

1 発災時に備えた事前準備

貸館には防災頭巾の設置とともに貸館利用団体参加者全員を対象に定期的に団体ごとに館内を歩き、避難経路の説明を必ず行い、安心して館内を利用できるようにしています。連絡体制、役割分担、関係機関の一覧表を事務所内に掲示し、災害時に慌てることなくすぐに確認、行動できるようにしています。通所介護事業所の利用者に対しては、防災頭巾の装着訓練、避難訓練を定期的に実施しています。

毎年の訓練では、地域ケアプラザの職員全員で地震を想定し、持ち場への移動、指揮官への報告、利用者を全員移動するまでの時間を計測しています。終了後、職員にアンケートを実施し、課題を明らかにして次回の訓練に活かしていきます。

毎年、同じ建物にある障害者支援施設「航」と地元である白山道町内会の協力による避難誘導訓練を協力して行い、課題を確認することで地域と共に防災意識向上に取り組んでいきます

2 福祉避難場所の運営について

福祉避難場所として速やかに機能できるように、横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱に基づき応急備蓄物資の整備、管理を定期的に実施し、訓練時には、職員全員で備蓄庫の開閉、物資の確認を行っていきます。

災害発生時は速やかに福祉避難所を開設できるよう、特別避難場所開設・運営マニュアルについても隨時見直しを行い、職員全員に周知していきます。

全職員がグループウェアのアプリをスマートフォンに入れており、有事の際には安否確認を行うとともに、参集可能な職員の把握を行います。また、参集条件や基準について法人全体で職位ごとに基準を設け、現場の指揮が迅速にとれるように対応していきます。

横浜市社会福祉協議会主催による福祉避難所情報共有システム活用訓練には、常勤職員が積極的に参加し、的確に情報把握と報告を行うための訓練を積み重ねています。さらに、区役所主催による福祉避難所情報共有システムの入力訓練にも前述の訓練同様積極的に参加し、有事においても落ち着いて対応できるよう心掛けを行っています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に

記載してください。

近年、地震や局地的な大雨等の異常気象が頻発し甚大な被害が発生しています。施設管理者として職員を指揮し利用者等の人命を確保する責任があります。施設は山々に囲まれており、施設の前後が崖斜面で土砂災害警戒区域に指定されています。土砂災害の種類とリスクを把握し避難場所と避難経路等を定めています。また、担当地区の釜利谷東3丁目の一部は「即時避難指示対象区域」となっています。ご家族、ご本人、町内会長、民生委員児童委員と話し合いを持ち、発災時は要援護者として安心して避難できる町内会の協力体制ができており、必要な対応を取っていきます。

1 情報収集について

情報収集は、テレビ、ラジオ、インターネットを活用し、積極的に実施します。気象情報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、横浜市の配信する防災情報 E メールの受信登録を実施し職員も登録しています。電話を活用し施設状況等の受伝達するシステムへの登録しており、全職員が対応できるようにしていきます。

土砂災害の前兆現象を確認した際には、区役所からの情報を待つことなく避難を開始します。また、土砂災害が発生する危険が高まった場合に金沢区から FAX により土砂災害に関する情報等が伝達されますので、事務所に掲示し備えることとしています。

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、事業や通所介護の中止を検討し、当日出勤者の調整や役割分担を再確認していきます。

2 マニュアルについて

有事の際には迅速な避難が行なえるよう「土砂災害対応マニュアル」を作成し、職員に周知しています。また「避難確保計画」を作成し、迅速な避難の確保を図れるように、経路図、対応担当者を記載した資料を事務所に掲示することで職員が確認しやすくしています。

3 訓練について

ア 震災・土砂災害に備えた訓練

年1回、震災や土砂災害を想定した避難訓練を同じ建物にある障害者支援施設「航」と法人本部が協働して行っています。貸館利用者や通所介護利用者が速やかに避難できるよう、職員全員で避難所までの移動訓練を行っています。訓練実施後は職員からアンケートを取り、振り返りを行うことで課題を確認し、次回の訓練に活かすようにしています。

イ 感染症の発生・まん延に備えた訓練

新型コロナウィルス等のまん延を予防するため、職員は出勤前の検温と体調管理に努め、体調不良時には出勤しないなどの対応を行っています。

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で活動する場であるため、感染が広がりやすい状況であることを認識し「感染対策マニュアル」を整備しています。

看護師を中心とした感染症対策委員会を定期的に開催し、全職員に向けた研修と訓練を実施しています。各自が動画視聴による研修を受講した後、実際に感染者が出たことを想定した実地訓練を行い、実際の場面でもスムーズに対応できるような体制を作っており、今後も継続して感染症対策に努めていきます。

ウ BCPへの取り組み

上記の訓練に加え、通所介護・居宅介護支援・介護予防支援のサービスが遅滞なく提供できるよう災害時に想定される行動について各部署がBCPに基づいて訓練を行っていきます。また、法人に設置されたBCP委員会においても、災害時の常勤職員の役割を明確にし、物資の整備や設備整備を進めていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは地域・関係機関等から信頼される施設として、公正・中立な運営を行うことが必須であり、各部署は認識を共有して事業の推進に取り組んでいきます。

1 地域活動交流事業における取り組み

地域における福祉保健活動の拠点施設として、各団体から要望のある活動場所の提供を公正に行うとともに、情報の提供についても偏ることがないよう十分配慮を行っていきます。

住民の地域活動については自主性を尊重しながら、必要な支援を公正に提供する必要性を認識しており、特定の団体だけに偏らないよう慎重に進めています。

2 生活支援体制整備事業における取り組み

自治会町内会で開催されているサロン、ミニデイサービス、認知症予防を目的とした活動等への訪問は、偏ることなく公平に訪問し、町内会役員だけでなく活動参加者など様々な人と接しながら今後に生かせる関係を築いていきます。

地域住民から活動等について相談があれば、役立つと考えられる情報は積極的に提供していく、活動が継続できるよう、担い手の要望を把握しながら支援を提供していきます。

3 地域包括支援センターにおける取り組み

要介護認定を受けた住民や家族からケアマネジャー依頼の相談に対しては、事業所の自己選択・自己決定ができるように、区役所から毎月配布される区内居宅介護支援事業所のケアプラン受付可能状況表や事業所一覧を提示しながら、公正に情報提供を行っています。

特定の居宅介護支援事業所に偏らないように、各事業所別依頼状況表を作成することで依頼状況を把握し、原則、順番に依頼することを行い、会議にて定期的に確認を行っていきます。

要支援、要介護認定を受けた住民や家族から居宅・居住系・地域密着型系サービス事業所の相談があった場合には、要望にあわせて複数個所を紹介し、選択できるように対応していきます。

4 居宅介護支援事業における取り組み

介護サービスを希望する住民及び家族に対しては、複数のサービス事業所の特徴やサービス内容などについてパンフレット等を使用しながら説明を行い、その中から選択できるような対応をしていきます。特に、通所介護事業については、事業所の規模や特徴（機能訓練特化型、時間延長可能）などの差異が大きいため、住民や家族のニーズを詳細に聞き取り、希望に添った事業所を提案できるよう心掛けていきます。

5 通所介護事業、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業における取り組み

全ての居宅介護支援事業所からの利用申し込みについて迅速に対応することとしており、運営基準に従い正当な理由なく断ることはなく、公正に対応していきます。

利用状況は事業所別受け入れ状況表にて確認し、利用希望を断ることなく受け入れている状況を常に確認していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域の身近な福祉保健活動の拠点として信頼される地域ケアプラザとなるためには、利用者・家族、地域住民が気軽に意見を言いやすい開かれた施設運営が重要と考えています。

今後も職員一人ひとりが組織の一員として様々な意見を大切に受け止め、組織内で共有することで、提供するサービスの質の向上につなげ、信頼される地域ケアプラザを創っていきます。

1 利用者の意見、要望、苦情等の受付方法

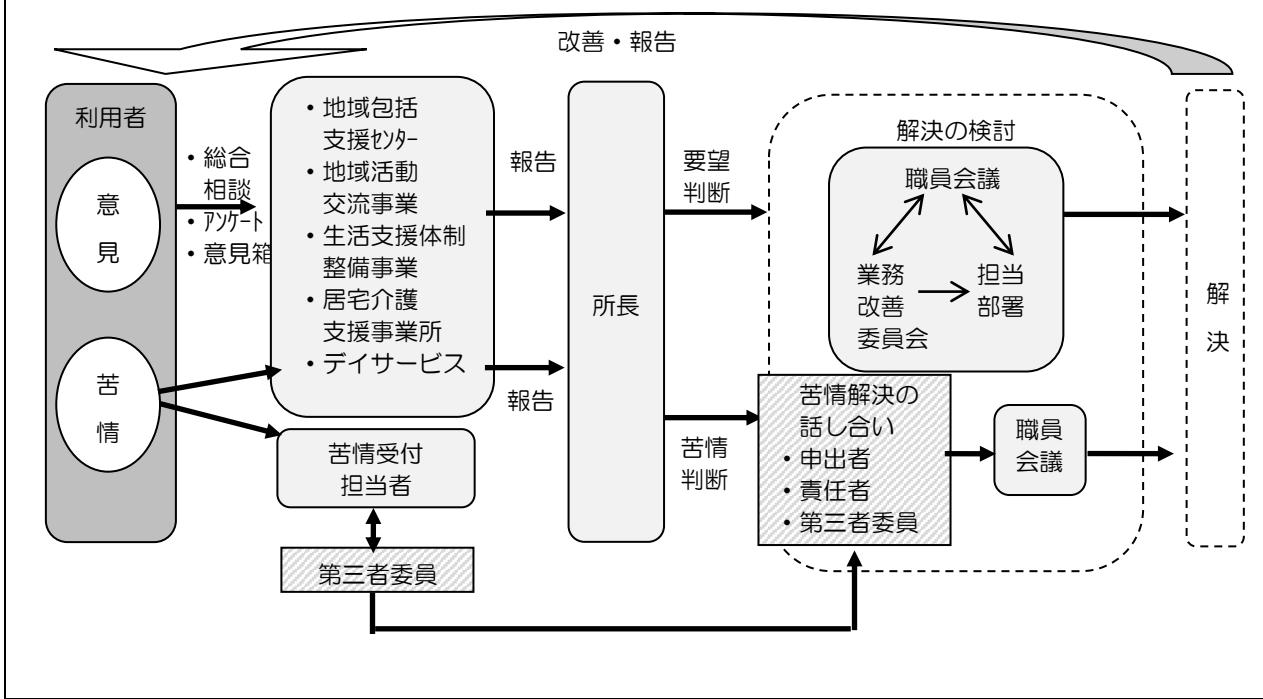
- ・ 日ごろから地域住民や利用者、家族とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を深めることで意見や要望などを言いやすい関係を作ります。また、施設内に案内を掲示し、ご意見箱を設置することで要望等を出しやすい環境を継続します。
- ・ 年一回、事業ごとのアンケートを実施し、意見・要望等を把握します。内容について共有・検討し、課題があれば解決に向けた対応を行います。
- ・ 法人の苦情解決に関する規則、実施要綱に則り、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置しており、地域住民や利用者に向け施設内で周知をしていきます。
- ・

2 対応方法

- ・ 地域住民や利用者等から意見や要望を寄せられた時には、出来るだけ即時に対応するよう努めていきます。組織内で内容を共有し、所長を交えて検討しながら、施設としての判断を伝えていきます。
- ・ 苦情申し立てがあった場合は、速やかに内容を確認し、必要であれば申し立て者から苦情の具体的な内容を伺います。組織として受け止め、当該事業の責任者に事実確認を行い、職員会議等で問題点の洗い出しと今後の解決策、改善策を検討し、施設としての対応策を提示することを基本としていきます。
- ・ 第三者委員への申し立てになった場合は、施設内で具体的な状況を確認し、実情を正確に報告することに留意していきます。調整が必要な場合は真摯に対応し、解決に向けて施設として取り組んでいきます。
- ・ 苦情については区役所へ報告を行うこととしており、助言を求め、解決に努めています。苦情発生から解決までについては、記録に残し、全職員が共有することで課題を確認し、再

発の防止に努めています。苦情に至らないケースであった場合でも、情報を共有することが重要であり、職員会議の機会等で改善策を検討していきます。

図4 意見、要望、苦情の受付から改善・報告までの流れ



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その保護は福祉保健サービスに携わる者の重大な責務であると考えています。

法人として個人情報保護方針を定めており、職員一同がこれ遵守することによって、利用者及び関係者の個人情報保護に万全を尽くしていきます。

1 個人情報保護の取り組みについて

業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、法人の個人情報保護に関する方針に則り、その情報の使用目的を明確にし、マニュアルを整備し、管理責任者を継続して配置することとしています。地域ケアプラザで取り扱っている個人情報は、パソコン、サーバーおよび紙で管理しています。利用者宅への訪問、送迎の場面で個人情報を施設外へ持ち出すことも多く、関係機関への郵送やファックスでの情報送信の機会も多い状況です。そのため、「横浜市地域ケアプラザ・事故防止の手引き」や法人の個人情報保護方針に基づき、マニュアル等で個人情報の取り扱いについて注意事項をきめ細かく定め、職員一同がこれを遵守することによって、引き続き、利用者及び関係者の個人情報保護に万全を尽くしていきます。

定例的に個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任について、所長から指導、研修を行い、「個人情報保護に関する誓約書」を職員全員が提出し高い意識を備えるようにしています。

個人情報漏えい防止チェックリストを全員に配布し、項目を一つずつ確認し、日ごろの業務を振り返る機会を作ることで、職員が個人情報保護について考える機会を設けています。

他施設の個人情報漏えい事故に関する通知文や報告書は必ず職員全員に配布、回覧し、周知しています。随時、定例のミーティングや会議においても注意喚起を行っていきます。

個人情報保護方針、使用目的は館内に掲示し、法人のホームページで「個人情報保護に関する方針について」を公開しており、今後も個人情報の保護に努めています。

2 職員の業務・日々の取扱いについて

- ・個人情報について郵送、ファックス送信する場合は、個人情報に関わる部分をマスキングし、必ず2名にて宛先確認し送信しています。
- ・USBによるデータ保存は使用を禁止しています。
- ・机上に個人ファイル等を放置したまま離席することを禁止しています。
- ・通所介護の連絡帳等については、ドライバー含め複数職員にてフルネームを声出し・指差しにて確認し、本人・家族にも確認の上返却するようにしています。
- ・個人情報を含む文書の保管は、鍵のかかる書棚等に適正に保管しています。保管している部屋は夜間、機械警備による管理をしています。
- ・個人情報の持ち出しは必要最小限に留め、各部署の個人情報持ち出し簿に記載したものを、複数職員が確認し捺印した上で持ち出すことで、事故防止を徹底しています。

これらの取り組みを今後も継続していきます。

3 情報公開の取組について

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に則り、法人の「情報開示規程」に基づき本人からの個人情報の開示の申し出に対して適切に対応します。

施設内で閲覧できるように事業計画、事業報告、収支状況、利用者アンケート結果、苦情対応結果、各介護保険サービス事業の運営規定、契約書などを常設して置いてあり、誰もが閲覧できるようにしています。ホームページにおいても法人の事業計画、事業報告、予算・決算書等の運営状況、各介護保険サービス事業の重要事項説明書および日々の活動について情報を公開しています。

4 人権尊重への取り組み

全職員は、法人理念および横浜市の施策である「横浜市人権施策基本指針（改訂版）」に則り、すべての人にとって、ひとりの人間として尊厳が守られる社会、互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現のため、福祉保健に携わる職員として、人権尊重の視点を持ち、各部署の行動指針に基づき業務に従事しています。

令和5年度より法人内に「人権啓発推進委員会」を設置し、各事業所から選出された職員が中心となって検討を重ね、全職員の行動の規範となる「すみなす会人権宣言」を策定しました。常

に人権意識を持って業務にあたれるように、カードにして携行しています。また、人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉えるよう「私の人権宣言」を法人全職員が記載し、施設内に掲示することで人権に対する意識を高めています。

研修については年1回、外部講師を招いて人権研修を実施、全職員出席必須としています。

インターネットを利用した情報公開においては、管理職員は内容を適切に管理すると同時に、個人情報漏えいによるプライバシー侵害が起きないよう確認するようにしています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

法人全体でSDGzの推進に向けて取り組んでいます。横浜市地球温暖化対策実行計画を踏まえた、温室効果ガス排出の削減に向けて二酸化炭素の排出量を減らすため、夏場はエアコンを28度以上、冬場は20度以下にすることを推奨しています。

令和5年度の支えあい連絡会において、金沢区総務部地域復興課資源化推進係長を講師としてごみの出し方や減量化について地域の人たちとともに学び、検討する機会を作りました。今後も地域に向けた発信とケアプラザとしての取り組みを継続していきます。

- ・ 釜利谷地区センター内にある小型家電回収ボックスや充電式電池のリサイクルボックスなどの活用、周知に努め、資源のリサイクルを推進します。
- ・ ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画に則り、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品のリサイクルを進めます。
- ・ 地域住民へ分別案内アプリの周知を行い、分別ルールの徹底に努めています。
- ・ 職員はコスト削減の意識を持ち、事務用品等のリサイクルの徹底など、ゴミの減量と資源化を目指して活動していきます。
- ・ 日常的な内部書類は印刷物の裏面を利用し、受け取った封筒は再利用するなど、資源を無駄にしない意識を大切にしていきます。
- ・ 新聞、古紙は、古紙回収ルートに出し、再資源化に努めています。
- ・ 省エネルギー対策として節電や節水に職員全員で心掛けていきます。
- ・ 照明について、長時間点灯の場所からLED照明に交換しており、今後も継続しながら電気使用量の削減に努めています。
- ・ フードバンク、フードドライブの活動を推進します。
- ・ 横浜市中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、建物の雨漏り、壁紙の張替え、敷地内歩道修理、改修工事等の発注及び敷地内植栽の剪定は、地域の造園業者、工務店や水道工事店、住宅改修工事店に優先的に依頼し、出来るだけ効率的に対応できるようにしていきます。また、地域ケアプラザ事業や法人行事の開催時には、使用する食材や飲み物等も近隣の商店から優先的に購入していきます。
- ・ 横浜市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、自主事業において性別に関わらない地域活動への参画を推進するとともに、法人職員に於いてもその意識が深められるよう情報提供を進

めていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域住民や関係機関・団体の人が様々な活動に地域ケアプラザを利用してもらえるよう、積極的に情報提供を行うことを継続し、身近な施設としての認識を深めてもらう工夫を行っていきます。

1 稼働率向上の対策や効率的な貸出の方法

利用についての案内を定期的に広報紙、掲示板、ホームページ等を通じて周知します。特にホームページはスマートフォンの閲覧にも対応しており、情報の随時更新が可能であり、有効に活用していきます。

希望の日時に貸館予約を取れなかった場合には、地域ケアプラザ内のフリースペースの提供や他施設の情報提供を行うなど、活動の滞りが起きないような配慮をします。

利用に際しては“誰もが安全に安心して利用できる施設”として提供することを一番に心がけており、心地よく利用できる施設として捉えてもらうことで、継続利用となるよう取り組んでいきます。利用者に地域ケアプラザが“自分たちの施設”として意識してもらえることが大切なことであると考えています。

災害時・非常時に備えて避難についての案内を定期的に行い、安心して利用できる環境を整えていきます。

掲示物に画鋲を使用せず、テープで対応する等の安全対策を行っていきます。

必要であれば、利用中に車いす等の福祉用具の貸し出しをします。

ウォーキングポイント、シニアボランティアポイントのリーダー端末機については窓口にわかりやすく設置することで来館者を増やす努力を続けます。

2 利用者のために有益な情報提供

利用についての相談を受けた際には、活動内容を丁寧に聞き取り、活動に活かせる情報提供を行い、社会資源を紹介するなど、活動の発展や広がりに繋がるような支援を行っていきます。

福祉保健活動や地域資源等の情報については、要望を確認し、随時提供できるよう資料整理を進めています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域ケアプラザに寄せられる相談内容の最近の傾向としては、介護保険の手続きに関する事や施設入所に関することが多く、増加傾向にあります。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ

の世帯、障がいを持つ同居家族がいる高齢者の様子の変化について、遠方に住む家族や近隣の人、民生委員から寄せられるものが増加しています。

認知症に関する知識が地域に広まったことで、家族が認知症ではないかという相談件数も増えています。また認知症の独居高齢者に関する相談が増えたことで、成年後見制度についての相談も増えてきています。そのほかに、高齢者だけでなくこどもや障がいなど複数の問題を抱えた事例の相談が増えている傾向にあります。このような地域から寄せられる相談内容の変化に合わせ、以下のように情報提供に取り組み、総合相談に取り組んでいきます。

1 情報提供の取り組みについて

職員全員は、地域ケアプラザが福祉保健に関わる総合相談に的確に応じる役割があることについて共通認識を持っています。各部署においても利用者や地域住民からの相談に応じることを基本とし、相談に応じて必要な情報提供を行うことを常に意識しながら取り組んでいきます。

日常的に地域ケアプラザに寄せられる様々な相談は、まず職員全員が職種・部署を限定せずに受け付け、適切に対応できる部署につなげています。相談がたらい回しにならないよう常に留意しており、実効性を高めるため、全職員が地域ケアプラザの業務を把握できるよう内部研修を行い、相互理解を深め、日々の業務に反映させる努力を続けていきます。

的確に情報提供を行うために、日々最新の情報を把握できるよう努めており、地域のサロン等に出向いて得た情報についても職員間で共有しています。各部署で集めた情報はファイリングや一部データ化し、他部署でも常に閲覧・更新できるような体制を作っています。

地域活動交流・生活支援体制整備事業・地域包括支援センターの5職種で実施する高齢者対象の事業等では、専門性を生かした支援と個別事例の共有を図り、タイムリーな情報提供へつなげていきます。

子どもや障がいのある人の生活に関する相談については、公的・制度的な相談、当事者団体、居場所や教室、サービス、近隣情報全般（転入された方）等の相談について、相談内容に応じて専門職が対応し、必要に応じて公的機関や関係機関につなぎます。

障がいに関する相談については、併設施設の障害者支援施設「航」と連携して対応し、必要に応じて当法人が運営する金沢地域活動ホームりんごの森が運営している基幹相談支援センター等と連携を取り、対応していきます。

相談内容によっては、区役所や関係機関等と連絡を取り合い、常に正確な情報を共有できるよう、今後も努めています。

2 情報提供の手法について

口頭、資料を通した情報提供と同時に、インターネットによる最新の情報提供を充実させていきます。

個別の相談については、相談内容に応じて口頭または資料を活用して情報提供を行っています。相談者が何を求めているかを的確に把握することが基本であり、その上で蓄積した情報を有効に活用しながら対応しています。安定した相談対応を継続するために、日常的なカンファレンスの機会を活用することや、内部研修及び外部研修への派遣を行いながら職員の資質向上を図っています。

地域住民に対しての情報提供は、会合や地域サロン等で資料を活用して情報提供を行うことを数多く行っており、従来と同様に、個別の疑問にも応えることができるよう連絡先、担当者を明示するなどして、相談が継続しやすい環境を整えていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

それぞれの専門性や特性を活かし、お互いの職種や役割について理解を深め、幅広い課題に対応できるよう、定期的に意見交換、情報交換を行い、地域の力も活かしながら課題を解決する取り組みを進めていきます。

1 各部署との情報共有について

ケアプラザ内の各部署が縦割りの仕事にならないよう、以下のように密に情報共有を行い連携しています。

- ・ 每月の職員会議では、ケアプラザ内各委員会からの報告や提案、各部署の事業等の報告など、部署の垣根を超えた情報共有を行っています。
- ・ 毎月、委託部門の 5 職種連携会議を開催しています。地域包括支援センター3 職種、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、所長が把握した情報や課題、ニーズを共有し、連携を意識して業務にあたっています。
- ・ 每月、地域包括支援センターと居宅介護支援、所長で会議を行い、個別ケースの相談や地域の情報共有、研修や会議の報告等を行い、日々の業務に活かしています。
- ・ 每月、居宅介護支援と通所介護、所長で会議を開催し、共有ケースの支援方法や事業の運営状況の検討など、それぞれの視点で情報交換を行うことで、サービスの質向上に繋がっています。
- ・ 令和 6 年度はケアプラザ全事業で「釜利谷地域ケアプラザ見学ツアー」を町内会に向けて開催しました。今後もケアプラザ全体で地域を支援していく取り組みを行っていきます。

今後もそれぞれの立場から専門性を活かした意見を出し合い、多角的な視点から地域ケアプラザの役割がより発揮され、充実した事業展開ができるよう工夫していきます。

2 関連施設との連携について

関連施設については個別支援及び地域支援の観点から、積極的に連携を図るよう努めており、日常的に交流することで密接な関係づくりに取り組んでいます。“情報共有”にとどまらず“顔の見える関係づくり”を大切にし、より強い関係を築いたうえで、共に地域づくりを担っていきます。

(1) 地区センターとの連携

令和元年度に、金沢区が発行したエンディングノート「これから」の配布説明会を共催で開催し、令和 3 年度に「認知症講演会」を開催しています。これまで地区センターとは、協働する機会が少ない状況でしたが、今後も連携を強化していきます。

(2) 併設施設 障害者支援施設「航」との連携

施設の一部の共同利用、両施設の利用者間と地域住民との交流が自然と行われ、地域福祉推進の場となることも併設施設であることの強みであると考えています。障がい児者の相談についても、速やかに連携して対応することができています。

(3) 柳町地域ケアプラザとの連携

同法人で運営している柳町地域ケアプラザとは、通所介護事業、居宅介護支援それが定期的に会議を持ち、制度についての勉強会をはじめ、情報共有やサービスの質向上に向けた意見交換などを行っています。また、運営等についても連携し、研修会を合同で実施しています。

通所介護事業で利用相談を受けた際、場所により送迎等が難しい場合は柳町地域ケアプラザと調整するなど、地域で安心して暮らせるように対応していきます。

(4) 地域活動ホームの地域支援事業との連携

障がいのある人からの相談を、金沢区基幹相談支援センターの相談員に早い段階でつなぐことができ、その後の経過も共有することができています。

3 効率的な管理運営について

各部門には役職者がおり、日常的な事業運営のリーダーを務めています。所長は各部署の役職者から頻回に報告を受け、その都度必要な指示を行いますが、経常的な事項については役職者が指導力を発揮しながら状況に柔軟に対応できる事業運営を進めています。

所長、各部署役職者、常勤職員、非常勤職員と指示命令系統は整備できており、各職員にも「報告・連絡・相談」の重要性を再認識させ、危機管理にも配慮しながら組織力を活かした運営を進めています。

同一法人が併設施設 障害者支援施設「航」を自己所有施設として運営しており、物品の購入、設備管理等、両施設に共通する事務は法人事務局で一括処理していきます。また印刷機、電話回線など各種設備を共同使用することで効率的な運営を行っていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

1 情報共有やネットワーク構築に対する考え方

(1) 情報共有

地域ケアプラザの各部署はそれぞれに関連団体や関係機関を持っています。職員一人ひとりが築いたネットワークを地域ケアプラザ内で共有し、日常的な情報交換、共有を活発に行うこと重視していきます。

情報共有については、個人情報保護の観点を基本にしながらも、利用者の最善の利益が図れるよう積極的に働きかけていくことを継続していきます。

(2) ネットワーク構築

地域ケアプラザは、地域住民・団体と日常の何気ない会話ができる関係が出来ており、これま

で関連団体、関係機関とは信頼関係を築くことを基本に事業を進めて来たことで、「何かあった時に頼れるのは地域ケアプラザ」という声を聞くことができています。今後も一層信頼関係を強固なものとできるよう努め、関係する関連団体、関係機関の相互の繋がりが深められるよう働きかけを行っていきます。

2 個別のネットワークについて

(1) 地域ケアプラザが主催するネットワーク

ア 地域支えあい連絡会

参加している機関・団体は、それぞれの立場から現況の報告を行うことで、情報交換・共有と信頼し合える関係づくりを進める場としています。それぞれの抱えている課題について共有することで、解決策を共に考えることもしております、繋がりを深める機会となっています。また年に数回、行政職員や消防等をゲストとして招き、必要な情報を直接地域の方に伝えていただき、また、ゲスト側にとっても、地域の現状を知るよい機会ともなっており、地域と行政を結ぶ役割も果たしています。

地域ケアプラザ主催で、当事者団体、地域サロン、民生委員・児童委員、保健活動推進員、郵便局、大学、区役所、区社会福祉協議会等の参加者で構成されており、今後も継続していきます。

イ キャラバン・メイト交流会

認知症への理解と支援を進めるため、担当地域のキャラバン・メイト保持者が集まり、情報交換を行っています。交流会を通して自主的に講座を開催する等、参加者の活動を支援していく土壤ができているため、引き続き支援していきます。

(2) 自治会町内会

地域の「介護予防・健康づくり」や「支えあい」を進展させるために重要な役割を担っており、日常的に関係を深められるよう努めています。役員から相談があれば、所長の他、地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業の職員が会合に出向くようにしておらず、要望や課題の把握をしています。出張相談会、介護予防講座、健康チェック・健康相談会等の要請があれば、企画から運営まで協力していきます。

地域で開催される行事も関係を深める好機であり、直接、住民から情報を把握することを意識的に行っていきます。

地元町内会の例大祭や盆踊り、防災訓練等への参加・協力により、良好な関係づくりが進展しており、今後も地域の一員としてネットワーク構築に努めています。

(3) 釜利谷地区社会福祉協議会

地域ケアプラザは地区社協の会員となっており、毎月の定例会議に所長が出席し、密接な情報交換・共有を行っています。地域の福祉推進を担う欠かせない団体であり、意見交換を活発にしながら繋がりを深めています。

地域支えあい連絡会、釜利谷子育て連絡会等取り組みなどを通して相互理解を進めており、今後も継続していきます。

(4) 民生委員児童委員協議会

個別事例の支援に関して情報交換・共有を行う機会とともに、地域の自主活動について協働することも多く、強固なネットワークを継続していくことが求められています

- ・一人暮らし高齢者など支援を必要とする人に対して、情報を共有しながら適切な対応が行えるよう、日ごろからの関係づくりを進めていきます。
- ・個別支援に関わるケアマネジャーとの情報交換会においては、必要な情報や問題等をお互いに円滑に共有することができるよう信頼関係を構築していきます。
- ・地域ケア会議は多職種で支援方法について検討する機会ですが、個別事例に関する日ごろの情報共有を生かし、地域課題の解決に向け協力して検討を進めていきます。

(5) 保健活動推進員会

地域福祉活動の担い手として、地域の健康づくりの実践や地域支えあい連絡会、「かまりやー」のメンバーとして参加しており、会議に出席するなど、継続して情報交換・共有に努めています。また、西金沢地域ケアプラザと共に、健康に関する共催事業を継続して行っています。

(6) かまりやコミュニティーネットなないろ

発達に心配のある児童、障がい児、不登校児及び養育者を支援する場として、西金沢地域ケアプラザと共に主催しているネットワーク事業です。当事者団体「カモミール」、フレンドリースペース金沢、区役所、主任児童委員、がメンバーとなっており、定期的に会合を開催しています。現状や課題を共有する機会としており、今後も課題の解決に向けて関わりを継続していきます。

(8) 釜利谷子育て連絡会

釜利谷地区社会福祉協議会が運営しており、子育てしやすい地域づくりを進めるために、定例的に「親子ほっとサロン」「親子すくすく広場」等の事業を展開しています。

子育て支援に活かせるよう養育者を対象とした研修会を開催するなど、養育者の声を活かした事業に取り組んでいます。地区の中で重視している活動であり、地域ケアプラザは連絡会の事務局メンバーともなっており、活動場所の提供や事業の共催に加えて、運営の支援も引き続き行っています。

(9) 担当エリアの施設

保育園、小学校、中学校、大学の行事への参加や福祉教育、体験学習の受け入れや認知症サポートー養成講座の開催等つながりを継続しています。

3 関係機関とのネットワーク

(1) 区役所

- ・区役所高齢障害担当と、月に1回の定例会を持ち、情報共有、ケースの共有と検討、同行訪問や調査の依頼などについて連携しています。
- ・金沢区主催の成年後見ネットワーク事業、高齢者虐待防止連絡会、SOSネットワーク事業に参加し、情報交換と外部の専門職と交流することで、それぞれの事業や会の目的を果たすと同時に、参加を通じた職員の資質向上に努めています。
- ・金沢区、金沢区在宅医療・介護関係団体・機関連絡会の会議、研修「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修」に参加し、連携を進めています。

(2) 区社会福祉協議会

- ・あんしんセンター利用ケースについての情報共有と同行訪問をしています。

- ・ 地域ケア会議、支えあい連絡会、地域活動交流自主事業への参加など、協議する機会を設けながら連携を強化していきます。

(3) 医療機関

- ・ 金沢区主任ケアマネジャー部会と金沢ケアマネ俱楽部、在宅医療相談室の共催事業として、「地域での在宅医療について医療との連携強化」をテーマに情報交換会を開催しています。
- ・ 金沢区内地域包括支援センターと病院の医療ソーシャルワーカーと合同で情報交換会を年1回程度、企画から準備して開催しています。
- ・ 薬剤師とケアマネジャーとの相互理解、医療介護の円滑な連携が保てるよう金沢区主任ケアマネジャー部会と金沢区薬剤師会と在宅医療相談室との協働で、薬剤師との情報交換会および研修会を開催しています。区内の病院と連携し、釜利谷地域ケアプラザで医療講演会を開催していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの事業については、金沢区運営方針及び地域福祉保健計画を確認し、区の事業等を踏まえた上で連携・協働することを基本としながら、取り組みを進めていきます。地域に身近な施設として得られた地域の課題や情報については、積極的に区役所に提供していきます。また、個別支援で得られた情報から地域の生活課題を抽出し、区役所と共有することを行い、地域支援の方向性について具体的な検討が進むよう役割を果たしていきます。

1 区運営方針及び地域福祉保健計画について

(1) 金沢区運営方針

区の運営方針基本目標である「地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち、金沢を目指して～」の達成に向けた施策に基づき、地域ケアプラザで把握した地域課題や地域情報を共有し、地域支援、地域づくりに取り組んでいきます。

運営方針の目標達成に向けた施策の主な事業である「暮らしの安全・安心」「健やかに住み続ける支えあいのまちの実現」については、令和6年度の地域ケア会議において、災害時の医療・介護連携について、地域・医療・福祉・行政それぞれの動きを確認しました。今後、安否確認ツールの検討や区レベルの連携につなげていかれるように取り組みを続けていきます。

(2) 地域福祉保健計画

第4期金沢区地域福祉保健計画の柱となっている「支えあい」「活動の場づくり」「健康づくり」に繋がるよう、実践や地域活動団体による取り組みについて地域に出向き把握を進めています。具体的な活動を展開するためには人材の確保も主要な課題になりますが、先駆的な取り組みを行っている地区もあり、その情報を他の地区に伝えていくことも効果的だと考えています。これらの情報を区役所及び区社会福祉協議会とも共有し、第5期計画にも活かしていかれるよう推進していきます。

2 区行政との連携

区役所と地域ケアプラザは、日常業務において、必要な情報や問題・課題等をお互いに円滑に共有する関係が構築できていますが、より一層連携を強め、事業を進めていきます。

(1) 総合相談事業

区役所高齢障害支援担当と月1回の定例会を実施し、個別事例の情報共有や検討、振り返りを行っています。個別事例に関しては随時電話により情報交換を行っています。特に関わりの困難な事例や、虐待の疑いのある事例、緊急一時保護が必要な事例については区役所職員と同行訪問を行い、カンファレンス等を開催し、問題解決に向けて協働して取り組んでおり、今後も継続していきます。また、生活困窮などの事例については、生活支援課と随時連絡調整をしながら対応していきます。

(2) ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

区役所と民生委員児童委員及び地域包括支援センターの3者が連携して、ひとり暮らし高齢者を把握し、日常の相談支援を行うとともに、地域の見守り活動に繋げていきます。

(3) 子育て、障がい児者支援

区子育て支援課と情報交換・共有を行うことを継続し、主任児童委員、保護司、「地域子育て支援拠点とことこ」等との連携を深めていきます。

(4) 権利擁護事業

区役所主催の成年後見ネットワーク事業、虐待防止事業、SOSネットワーク事業に参画し、随時情報共有ができる体制を整えており、継続していきます。

(5) 介護予防事業

区役所と協力し、地域の中に介護予防に繋がる「元気づくりステーション」の立ち上げや、地域のサロン等の活動が展開できるよう支援しています。また、介護予防活動の指導者養成講座について、区役所と連携して開催していきます。

(6) 認知症への対応

認知症初期集中支援チームに参加し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していくために区役所と連携していきます。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

1 地域支援チームメンバーとして

(1) 地域支援チームに参画する体制

地域の課題については、地域ケアプラザの各部署で日常業務を通して様々な角度から把握することができます。まずは内部で課題把握の目的を明確にして情報交換を行い、情報を整理しています。地域支援チームの会議への参加者は、所長、地域活動交流コーディネーター、地域包括支

援センター職員、生活支援コーディネーターとしています。

(2) 地域支援チーム会議

会議のメンバーは区役所、区社会福祉協議会、担当地域の地域ケアプラザとなっており地域支援チームとしての活動を協議する場としています。会議では、地域ケアプラザとして把握している情報を整理して報告し、課題解決の方向性を提案できるよう準備して参加していきます。会議では、地域支援チームとしての活動計画について検討を行い、日常的な地域支援の方向性を定め、役割分担について議論していきます。また、地区推進連絡会への準備も行います。

(3) 地区推進連絡会

担当地域の地区別計画の検討等を行う地区推進連絡会には必ず参加しており、会議では参加団体から地区別計画の進捗状況について報告があり、振り返りを行っています。

地域ケアプラザは状況に応じて関連する事業の情報提供を行っていきます。会議は地域住民、関係団体からの要望を把握する貴重な機会であり、地域ケアプラザ内で共有できるよう記録を整理していきます。

(4) 日常的な支援

地域の情報を的確に把握していくことが第一に必要となります。職員は積極的に地域に出向き、会合や行事等に参加することで様々な相談を受けることも多く、それらの機会に把握した地域の課題は地域ケアプラザ内で共有していきます。課題の内容によっては、随時解決に向けた提案を行い、地域支援チーム内での検討に繋げていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

これまでに引き続き、長期的な視野で地域の将来を見据えた事業展開を図るとともに、地域の福祉力向上につながるような事業展開を目指します。

1 5期目の指定を受けようとする施設として

5期目を受けようとする施設として、第1期・第2期目の10年は、地域の方が地域やケアプラザの行事に参加し“集うこと・活動すること”を目標に、第3期目の5年は、“地域住民同士が、一人の人を支える地域づくり”を目標に掲げ、地域の方自らが「気づき」「働きかける」、また、地域で誰もが気軽に「困っている」「助けて欲しい」と言えるような地域づくりの一翼を担えるよう事業を展開してきました。第4期目の5年間に向けては、「地域の課題を自ら解決するための取り組みを実践し継続していく」ことを支援や協働での取り組みに繋がるよう自主事業の展開を行い、次の5年間に向けては、4期目に掲げた目標の継続とともに、新型コロナウィルスの発生から得た学びを生かした、将来につながる地域づくりを地域とともに実践していきます。

2 連携・協働を通しての地域づくり

地域ケアプラザ内の各職種及び区、関係機関・地域団体等との連携や協働を通して地域全体で地域を見守り・支える地域づくりに貢献していきます。

3 地域団体、関係機関、活動団体との共催事業

自治会町内会、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員会、食生活等改善推進員会、地域活動団体等、多様な団体と共に協働する事業について、これまでの実績を活かしながら展開していきます。

4 福祉体験・職業体験

福祉体験や職業体験をこれまで通り積極的に受け入れていきます。また、様々な職種と関わる機会をつくり、ケアプラザの特性である「地域の全ての人を対象とした幅広い活動を行っている」ことや、地域は様々な人によって支えられていること、更に、ケアプラザの子育て支援事業やデイサービスでの体験を通じて、家族や命の大切さを改めて考えてもらえる内容を提供していきます。

5 主な開催予定事業

(1) 高齢者支援

高齢者が将来孤立しないためには、少しでも若いころから地域と関わり、顔の見える関係を築くことが大切になると考えています。中高年以上の地域住民を対象にさまざまな事業を通して、知りあう機会、つながる機会をつくります。また、認知機能や身体機能低下等にかかわらず、気負いなく全ての事業に参加できるよう環境を整えていきます。

地域包括支援センターと生活支援体制整備事業との連携のもと、“ケアプラザ事業への参加等を機会に気軽に相談や情報収集ができる”環境を整えていきます。

事業参加者との会話を大切にし、本人がまだ気づいていない生活課題等を拾い上げ、情報の提供や解決に向けての橋渡しを行っていきます。

地域の歴史や成り立ちを学ぶ勉強会等継続し、所属意識や連帯感が醸成されることで、地域への関心から地域づくりへの参加に発展するよう努めています。

(2) 子ども・養育者支援

発達段階に合わせた特色のある安定した事業を提供していきます。初めて参加する親子や発達が気になる子どもも、気負うことなく安心して参加できる環境づくりを行っていきます。また、子育てに関する支援団体、地域や養育者による自主活動や支援活動等を把握し情報提供を行うとともに、関係機関につなげるという役割も果たしていきます。

育児と介護のダブルケアに直面する養育者が増えている中で、ケアプラザ事業への参加をきっかけに”ケアプラザは様々なことを気軽に相談できる場である”という周知にもつなげていきます。

養育者が将来的に地域資源としての活躍につながるような展開も図ります。

(3) 障がい児者支援

参加者が取り組みたいことを重視しながらも、新たな挑戦・新しい経験ができる機会を提供し

ていきます。また、募集対象にかかわらず、全てのケアプラザ事業に参加を受け入れます。

ボランティア活動を通して身近な社会の仕組みの体験とライフスキル支援を目的とした「かま
りやボランティアポイント”ひこうき”」を継続していきます。

障害児を持つ保護者の自主グループの支援も引き続き行っています。

(4) 不登校児の支援

子育て支援のボランティアとしての不登校児の受け入れを継続していきます。また、ボランテ
ィアに限定せず、多様な支援を行っていきます。

(5) 外国人支援

日本語を母国語としない外国籍の方が参加しやすい事業を展開や、外国籍の方を地域資源とし
て、ボランティアや講師として活躍できる場の提供を行っていきます。

(6) 世代間交流

子育て支援事業を中心に、様々な年代のボランティアに活躍していただきます。また、コロナ
禍後すでに再開されている「プラレール広場」のシニア世代の男性の活躍場としてのボランティ
ア受け入れを再開します。

(7) 講座、講演会、出張講座

地域包括支援センターや生活支援体制整備事業及び地域団体、地域支援者等との共催で、最新
の福祉保健等の情報提供や地域課題に則した内容の事業を開催します。

(8) 「あんしんして暮らせる 10 分間講座」

“利用できる制度を知らない” “未だ絵に書いたような詐欺に合っている” という地域の人の
何気ない会話を耳にしたことがきっかけで「あんしんして暮らせる 10 分間講座」を事業化してい
ます。

この事業は、地域包括支援センターの職員や地域活動交流コーディネーター、生活支援コーデ
ィネーターが、ケアプラザ主催の教室や講座の開始前に、10 分間程度の時間を取り、様々な制度
や消費者被害、詐欺、空き巣、交通安全等、最新の情報を参加者に提供し、参加者が自宅や地域
で、家族や知人に得た情報を伝えてもらえるよう促し、周知の範囲を広げるとともに、他者に伝
えることで、得た知識がより記憶に残るよう工夫したもので、今後も継続していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取
組を記載してください。

福祉保健活動団体が安定した活動を行えるよう場の確保や調整を行うとともに、支援が必要な
団体に対しては、適切な関りに配慮しながら、安心して活動できる場の提供を心掛けます。

1 利用の促進

地域ケアプラザが利用できることや利用についての案内を広報紙やホームページ上で定期的に
周知を行うとともに、地域保健活動団体等との会合に参加し周知を行っていきます。

2 利用の調整

安定した利用につなげるため、貸館の利用状況や利用傾向を常に把握し、新しい情報が提供できるよう努めるとともに、団体間の利用調整を行います。利用予約が取れない場合は、それぞれの団体の活動内容に合った地域の他施設の情報提供を行い、継続的に活動ができるよう支援していきます。

3 活動の促進

個人や一般の活動団体に対して、地域に開かれた活動への転換や地域貢献への提案を行い、地域ケアプラザの施設利用につながるよう支援していきます。

4 安心して利用できる場の提供

安全面においては、貸室ごとの防災頭巾の設置と定期的に避難経路や安全確保の案内を行います。また、高齢者、幼児、障がいのある方等が安心して施設を利用できるよう、安全対策を常に見直し、信頼して利用してもらえる環境を整えていきます。

5 地域の施設として

活動場所に限らず、地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場として、それぞれの団体が必要とする情報の提供や周知の支援を行っていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域の人がボランティア活動に関心をもち、誰もが活動に参加できるよう、また幅広い選択肢の中から自身に合った活動に参加できるよう、環境づくりと啓発活動に努めます。ボランティア活動を“ボランティア”と意識せず、行動が結果的に自身の生きがいや地域の助け合いに繋がるようなコーディネートを目指し、将来の地域での担い手を育成できるよう努めます。

1 ボランティア活動への理解促進

活動内容や活動の様子等の周知を広報紙やホームページ等を利用して行っています。

2 地域ケアプラザ自主事業参加者及び貸館利用団体への声かけ

地域ケアプラザ自主事業への参加者や貸館利用団体に対して、その人・その団体に応じたボランティア活動の声掛けを行い、新たな担い手としてつながるよう、地域での活動紹介を行っています。

3 在宅ボランティアの継続

在宅でできるボランティア活動の内容を幅広く提供し、誰もがボランティアに参加できる機会

を多くつくります。

4 「よこはまシニアボランティアポイント」の普及

65歳以上の方を対象とした『よこはまシニアボランティアポイント』の周知とボランティア登録研修会を開催し、やりがいと楽しみを兼ねた活動につなげていきます。

5 「かまりやボランティアポイント”ひこうき”の継続

高齢者向けのシニアボランティアポイント制度を参考に、地域の声を形にした事業です。障がいのある中学1年生から23歳までの方を対象に、ボランティア活動をポイント化し、商品に変えるという制度で、活動内容ごとに“この活動が地域にどのように役立っているのか”等の説明もしています。この活動を通して対価を得るとともに、身近な社会の仕組みの体験とライフスキル支援を目的としており、今後も継続していきます。

6 学生ボランティア・不登校児のボランティアの受け入れ継続

区内全地域ケアプラザと区社会福祉協議会との共催で、大学生向けのボランティア講座を開催し活動の場を提供します。また、不登校児のボランティアの受け入れも継続して行っています。

7 子育て中の母親の将来に向けての場の提供の継続

子育て中の母親に子どもと共に得意を活かしたボランティア活動の場を提供し、将来、地域におけるボランティア活動や地域資源につながるような場を提供します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

行政、関係機関、地域支援者、地域ケアプラザ内での情報共有、地域住民等により得た地域における福祉保健活動や社会資源等についての情報を、わかりやすく様々な方法で地域住民、地域支援者、関係機関、行政に提供していきます。

1 情報の収集

(1) 関係機関との会合や共催事業を通じて相互での情報収集を行います。

- 行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、区内ケアプラザ、金沢地域活動ホームりんごの森、金沢区地域子育て支援拠点とことこ等の会合や、地域での活動団体との共催事業を通じての情報収集を行います。

(2) 地域ケアプラザの特性を生かした情報把握に努めます

- 地域包括支援センターや生活体制整備事業とともに、出張講座において地域の現況や社会資源の把握に努めます。
- 地域ケアプラザ内で開催している「地域支えあい連絡会」、「かまりやーの」等を通じて地域情報の把握を行います。
- 地域により近い地域ケアプラザの特性を活かし、地域の方との井戸端的な会話から、地域ならではの活動団体や人材等の情報を把握します。

- ・ 市内及び区内の地域活動交流コーディネーターの会合において、担当地域を越えた広い範囲での資源の把握を行います。

(3) 専門職として情報収集に努めます

- ・ NPO団体や地域団体の開催する活動や研修に参加し、幅広い視点での情報提供に努めます。

(4) 地域からの情報収集を行います。

- ・ ボランティア、事業参加者、貸館利用団体から地域資源につながる情報を得るよう努めます。

2 情報の提供

福祉保健活動に関する情報を適宜提供し必要な人に必要な情報が届くよう努めます。

(1) 情報をわかりやすく整理して提供します

- ・ 地域ケアプラザが把握している福祉保健団体や福祉保健施設、地域での活動等、地域に関する情報を定期的に広報紙や掲示板、ホームページを活用し提供していきます。特にホームページの発信力を活かしてタイムリーな情報提供に努めています。

(2) 個人情報保護と個人の意向を尊重し、地域資源情報を提供します

- ・ 地域ケアプラザが把握している地域資源の情報を地域に向けて情報提供します。情報提供にあたっては、個人情報に留意するとともに、個人の意向を尊重しながら行います。

(3) 地域の地域の特性を数値やグラフで可視化し提供します

- ・ エリアごとの人口、世帯数、世帯人員、障害者手帳発行数、高齢化率、年少化率等を数値とグラフで情報を発信していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1 ニーズの把握

地域ケアプラザ内各部署では事業推進に伴い、高齢者の様々なニーズを把握する機会があります。この情報を持ち寄り、共有することを意図的に取り組んでいます。会議等で意見交換を行い、各職種が把握している情報を交換することで、地域における生活上のニーズを明らかにしていきます。

地域の状況については、自治会町内会役員、民生委員児童委員等からの情報が欠かせないものとなります。また、地域には各地区で開催されているサロン・ミニデイサービス・介護予防等の集まりが多数あり、それらのサロン等に直接足を運び、信頼される関係づくりを進めながら、ニーズの把握を進めています。

区役所や区社会福祉協議会から提供される様々なデータを基に、高齢者の生活ニーズの把握に努めています。地域ケア会議や区役所と地域包括支援センターが定例的に開催している会議に出席し、介護保険を利用している人や、地域包括支援センターの総合相談の個別事例の状況からニーズを把握するよう努めています。

把握したニーズについては、記録に残しています。

2 ニーズの分析

記録したニーズについては、地区ごとに整理をします。地区別に整理した後、内容ごとに分類を行い、この地区にはどのようなニーズが多いのか状況が確認できるようにしていきます。分類した結果については図表化するなど可視化し、地区ごとの傾向を整理することで、今後の地域支援に向けた基礎資料としていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1 社会資源の把握

地域ケアプラザ内各部署が把握している社会資源の情報を持ち寄り、地区ごとに整理しながら、情報を集約していきます。特に自治会町内会役員、民生委員児童委員等から得られる情報が重要なため積極的に地域に出向く機会を設けており、今後も継続していきます。

地域には、各地区で開催されているサロン・ミニデイサービス・介護予防等の集まりが多数あり、商店や大型スーパー、野菜直売所が点在しています。これらの資源については、直接足を運び、情報収集を行ってきましたが、今後も継続していきます。地域貢献に積極的な企業の情報についても有用であり、インターネット等を活用して把握を進めます。

繋がりが出来た地域活動団体や企業については「アンケート」等を実施し、実情と課題等について情報収集を行っていきます。

2 社会資源の分析

把握した地域活動団体、企業等については、地区ごと、活動やサービス内容ごとに分類を行い整理しておきます。整理した情報については、図表化するなど、可視化を行い、地区における社会資源の情報を確認し、課題の検討を行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

1 協議の場の設置

高齢化が進む中、地域には様々なニーズと解決すべき課題が今後も増えていくことが予測されます。地域にあるボランティア活動団体がどの様な課題を抱えているか、その解決はどの様に行っているかなどの情報共有が行える会議を開催し、課題解決に向けて共に考えていきます。

地域住民に向けて、生活支援体制整備事業の理解を促進するための説明を行い、各地域にある生活課題の抽出を地域住民と共に行います。地域の課題について住民が主体となって検討を進めることができるよう、新たな協議体の設置について働きかけを行っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者の単身世帯が増加し、また高齢者のうち支援を必要とするフレイルから要支援の状態の人が50%いると言われています。元気なうちから地域との繋がりを作つておくことも重要ですが、フレイルの状態となつても地域で活動を行うことで元の生活に戻ることができるような視点で支援していくことも重要となっています。

- ・ 高齢者一人ひとりの生活上のニーズを把握していくために、地域包括支援センターや行政との連携を今まで以上に行っていきます。
- ・ ケアプラザでは、地域のサロンやインフォーマルな活動の情報をまとめた冊子「かまりやみんなの活動情報」を作成し、民生委員児童委員や介護支援専門員等の支援者に配布しています。支援者が高齢者から相談を受けた際に活用することで、状態やニーズにマッチした多様な主体による社会資源を高齢者が自らが選択できるようにしております、今後も情報を更新していきます。
- ・ 家の近くで買い物ができるように、地域の小売店やスーパーなどの案内、買い物をした際に配達サービスがある等の情報を載せた「かまりやお買い物のガイド」を平成30年から毎年更新して発行し、上記同様支援者に配布しており、フォーマルサービスに頼らない地域の支えあいの一つとなっています。今後も地域資源の活用、地域活動の参加に繋がるよう情報提供を行っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 総合相談の受け付け体制について

さまざまな相談を受けとめられるよう、フォーマル・インフォーマルサービスの最新の情報の把握を行い、幅広い情報を提供、ワンストップで必要なサービスにつなぎます。最新の情報を把握するため、研修や会議に出席し、得た情報について3職種で共有を行い、相談者に適切に提供できるようファイリングしています。居宅介護支援事業所や民生委員等の地域福祉関係者と定期的に連携を取ることで、必要な人を早期に発見するとともに相談支援につなぎます。また、地域支えあい連絡会や地域ケア会議、各種事業等でフォーマル・インフォーマルサービスの情報を把握するよう努めています。

3職種が専門性を活かして対応できるように、定期的なケース会議のほかに随時情報共有を行い、現場調査や訪問の必要性について検討し、必要に応じて他部署や他機関と連携して対応を行います。また、複合的な課題を抱える世帯への支援についても関係機関と連携し対応します。

2 地域課題の把握・分析と事業企画・運営について

相談件数や内容、介護保険申請件数を町内別にデータ集計を行い、地域特性の把握、不足している情報、情報提供の方法等を検討し、次年度の事業計画に役立てています。町内会への出張講座では、データ集計の結果をもとに講座の内容を地域活動交流、生活支援体制整備事業とともに検討し、民生委員等の地域福祉関係者との話し合いで内容を決定しています。そのことで、出張講座には大勢の地域の人が参加しています。また、各講座ではアンケートを取ることで参加者が望んでいることを把握し、ニーズに合った講座を開催できるようにしていきます。

3 地域ケアプラザ、地域包括支援センターの周知について

要望があった場合は、担当地域内のすべての町内会、自治会で出張講座を実施しています。介護予防事業等でも地域ケアプラザの周知を随時行い、相談窓口があることについて、独自に作成した「あんしんカード」を活用し、周知を行っています。地域ケアプラザに来所される人、事業に参加された人に対しても、地域包括支援センターの役割を理解してもらうために独自に作成したチラシを配布するように努めています。町内会によっては、地域ケアプラザの周知が進み、認知症予防や介護予防、権利擁護等の講座を依頼されることが増えてきました。今後も、地域特性に応じた講座を企画していきます。

4 潜在的なニーズの発見・取り組みについて

出張講座や講演会の際、気になる人への声掛けや個別相談を行い、隠れているニーズの発見や課題を早期に把握することで、適切な支援が提供できるよう努めています。

民生委員等の地域福祉関係者と定期的に連絡を取り合い、個別相談や地域の現状把握を行い、潜在的なニーズの発見と支援が必要な人を把握していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 認知症支援事業の展開

(1) 認知症の正しい理解を進めるために

認知症の正しい理解と認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくりを進めるため、キャラバン・メイト保持者、西金沢地域ケアプラザ等と連携し、認知症サポーター養成講座の開催を各町内会自治会、保健活動推進委員、シニアクラブ、保育園、小中学校、大学等で毎年開催しています。

認知症の普及啓発、早期発見や対応方法の講座や医師等の専門職による講演会の開催を継続していきます。

(2) 認知症の重度化を防止するために

早期診断・早期対応に向け区役所や認知症初期集中支援チームと連携し、専門医療機関の受診や介護サービス等、認知症の状態に応じた的確な支援に繋がるように、各専門職とネットワークの構築をしていきます。

(3) 気軽に相談できる場所を作る

認知症の人や家族が気軽に立ち寄り、介護・医療の専門職とつながりを持ち、相談や交流ができるよう認知症カフェ「かまりやサロン」を月1回程度開催し支援していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の権利侵害を未然に防止するとともに、高齢者が人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、自らの意思で自身の生き方を選択できるよう支援します。

1 高齢者虐待に関する取り組みについて

- ・ 介護支援専門員やサービス事業所からの通報が多く、最近では地域住民からの相談が入ることも増えてきました。普段から居宅介護支援事業所や民生委員児童委員と顔の見える関係づくりを行い、相談しやすく情報が入りやすい体制を心掛けていきます。
- ・ 区高齢障害支援課窓口職員や介護保険課の認定調査員からも気になったケースの情報を得ており、今後も行政やサービス事業所、地域の福祉関係者と連携して高齢者虐待防止に取り組み、早期発見に努めています。
- ・ 虐待通報や相談を受けた場合、高齢者虐待防止事業指針に従い対応を行います。虐待の疑いのあるケースについては必ず2人以上で現場確認・対応を行い、必要に応じて関係機関に繋いでいます。地域包括支援センター3職種誰でも対応ができ、また地域ケアプラザ他部署からの情報をしっかりとキャッチし、連携して対応できるようケアプラザ全体で取り組む体制を整えます。
- ・ 高齢者虐待防止、早期発見のため、広報紙等で高齢者虐待防止の啓発・正しい理解の周知を今後も行っています。

2 消費者被害防止について

- ・ 広報紙での呼びかけ、出張講座や各事業での講義や情報提供・個別相談対応を行っています。高齢者だけではなく、幅広い世代に周知を行い、地域で支えあい、被害防止に繋がるよう努めています。
- ・ 出張講座では、金沢警察署や郵便局の協力のもと、身近で起きている消費者被害の現状と対策を周知する等、関係機関と連携して取り組んでいます。
- ・ 区内社会福祉士部会での情報共有を行い、実際の対応例なども報告しています。今後も他地域ケアプラザと連携を取りながら消費者被害防止に取り組んでいきます。

3 判断能力が低下した人への支援について

- ・ 認知症の相談が増えていることで成年後見制度の相談も年々増加しています。制度説明や案内だけではなく、ワンストップで制度利用に繋げられるよう、区役所・士業・関係機関と連携を取り、支援しています。必要に応じて受診同行や家庭裁判所の面談の同席、後見人受任後のカ

ンファレンスの開催等、今後も継続的に支援していきます。

- 成年後見制度の普及啓発・活用促進として、介護者のつどい・終活セミナー・町内会出張講座等の中で、講座を開催しています。身近な制度として幅広く普及させるために、今後も広報活動を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

1 地域住民、関係機関等との連携

自治会町内会において必要に応じ出張講座を開催し、介護保険の制度説明・介護予防事業説明等を行っています。住民からの質問に応じ、個別相談も行っており、継続していきます。

- ケアプラザ独自で作成している地域資源の情報を載せた冊子「かまりやお買い物のガイド」「かまりやみんなの活動情報」の更新を毎年行い、民生委員児童委員、介護支援専門員、サービス事業所へ配布し、地域資源の活用、地域活動の参加に繋がるよう情報提供を行っていきます。
- 民生委員児童委員と介護支援専門員との情報交換会を毎年開催し、ネットワークと顔の見える関係を作り、介護支援専門員と地域が連携できるような支援を行います。また、必要時は民生員児童委員と同行訪問を行っていきます。
- 担当エリア内にある地域密着型サービスである認知症対応型通所介護事業所2か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所、定期巡回・随時対応訪問型介護事業所1か所、地域密着型通所介護事業所5か所、認知症対応型共同生活介護事業所2か所の運営推進会議に出席し、地域住民、地域の関係者と共に情報交換を行い連携していきます。

2 居宅介護支援事業所・介護支援専門員との連携

- 定期的に担当地域の居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員への情報提供や課題のあるケース等の共有をして行きます。支援困難ケースについては内容により3職種が分担して同行訪問し、必要に応じて区役所の地区担当者とも連携してカンファレンスを行い、多職種で課題解決に向けた支援方法についての助言や協働が保てる態勢を整えていきます。

3 新任介護支援専門員育成支援

- 金沢区内地域包括支援センターの主任介護支援専門員部会で、金沢区で就労している新任介護支援専門員を対象に、業務に必要な知識や介護保険制度、成年後見制度等について、ケアマネジメント技術を向上させる研修を行います。また、常に相談しやすい関係作りを行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

1 医療・介護との連携

- 区薬剤師会・在宅医療相談室・金沢ケアマネ俱楽部・主任介護支援専門員部会の共済事業「薬

剤師とケアマネジャーとの情報交換会」を開催し、薬剤師と介護支援専門員が連携を強化できる機会を作っています。今後も利用者の健康状態を維持し、療養又は生活が継続できるよう、服薬管理の重要性の情報共有ができる研修を行います。

- ・ 医療と介護の連携がスムーズにいくよう、包括・病院連絡会で「医療機関」「金沢区包括支援センター」の情報シートを更新し、各病院に配布、地域連携室と包括支援センターの連携がとりやすいように取り組みを続けます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1 地域包括ケアシステムの実現に向けて

地域では後期高齢者一人暮らし、夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者、8050（80代の親が引きこもりの50代の子を支えている）問題の増加が課題となっています。高齢者が住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続することができるよう、各種専門職とのネットワークを連結し、地域包括ケアシステムの実現を目指していきます。

2 構築に向けた取り組み

- ・ 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図っていくことを目的としています。「個別地域ケア会議」では、高齢者個人への支援体制と地域の課題について話し合い、区役所、地域包括支援センター、サービス提供事業所のみではなく、民生委員、町内会長等、事例によって様々な多職種に参加を依頼し、情報共有を行います。地域の共有課題に対しては「包括レベル地域ケア会議」を開催し、継続して課題に対応し役割分担、必要な支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムにつながるような仕組みづくりの構築に努めています。
- ・ 医療・介護分野の連携に加え、地域の介護予防活動、生活支援サービス等の連携、インフォーマルサービスの関係者が情報共有を行う機会や会議の活性化を行い、個別支援の課題を整理し解決につなげることで、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケアプラザ全体として取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

介護予防支援事業は、要介護状態になることの予防、要支援状態の軽減や悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援につなげることを目的にしています。本人の希望・要望を確認し、自身の能力を最大限生かし健康を維持する「介護予防」としての役割を意識しながら運営しています。

1 人員の確保と多角的なプラン作成

- ・ 介護予防プラン作成専任者を非常勤職員として雇用し、地域包括支援センターが直接プラン作成する件数とプラン作成を委託する件数のバランスを維持しながら、3 職種は地域包括支援センターの機能が発揮できるよう人員を確保しています。
- ・ 地域包括支援センターの 3 職種と予防プランナーで定期的にケース会議を行い、支援状況や課題の共有、また必要に応じて同行訪問を行い、3 職種の専門性を生かした総合的なプラン作成を継続していきます。
- ・

2 インフォーマルサービスを活用したプラン作成

- ・ サービス B、地域のサロン、民間企業等のインフォーマルサービスを積極的に取り入れた介護予防ケアプランを作成していきます。
- ・ 状態が改善し軽度化した人だけでなく、状態悪化し要介護になった人に対しても、継続して地域の社会資源が活用できるよう支援していきます。
- ・

3 委託ケースに積極的に関わり、質の向上を図る

- ・ 委託ケースについての契約はできる限り立会い、担当者会議についても出来る限り参加するように調整していきます。
- ・ とくに新任介護支援専門員の場合は、事前に「介護予防支援業務の流れ」や「モデルケアプラン」等についての個別指導も継続して行っています。
- ・ 委託介護支援専門員と随時情報を共有し、地域包括支援センター内で他の職種でも対応できるよう連携体制を整えていきます。
- ・

4 公正・中立性についての取り組み

- ・ 職員は、公正かつ中立的な運営を確保しなければならないことを十分認識して業務に取り組んでいきます。
- ・ 利用者や家族がサービス事業所を自己選択・自己決定できるように、区役所から毎月配布される最新情報である金沢区内居宅介護支援事業所のケアプラン受付可能状況表を提示し、表には記載されていない各事業所の特徴等も併せて提供していきます。
- ・ 特定のサービス事業所に偏らないように、地域包括支援センター内でエリア内の各事業所の表を作成、これまでの依頼状況を把握できるようにし、委託先に偏りがないことがすぐに確認できるようにしていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当地域が広域で、高齢化率が高い地域と青少年化率が高い地域と混在しています。昔ながら

の地域では、地域活動が活発でない町内会もありますが、インフォーマルサービス等が充実している地域もあり、地域の課題や特徴も多様化しています。地域のニーズを受け止め、自主的に活動している地域、地縁関係で成り立っていて地域活動のない地域など、それぞれの地域の課題を整理し、その地域の特性に合わせ、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援を進めています。

1 講演会の開催

- ・ 医療講演会、認知症予防講座・講演会、フレイル予防講座、栄養講座、口腔ケア講座をケアプラザや地域で開催し、健康に対する普及啓発活動を行っていきます。

2 地域の活動支援

- ・ 地域内に 2ヶ所立ち上がっている「元気づくりステーション」にできるだけ参加し、活動が活発になるよう、継続して働きかけていきます。
- ・ 地域で立ち上がっている「サロン」に参加し介護予防の普及・啓発をしていきます。
- ・ 「筋トレ」を中心に活動している自主グループに対し、地域のリーダーとして活躍できよう支援していきます。
- ・ インフォーマルサービスが充実していない町内会に対し、町内会役員、民生委員児童委員、老人会に働きかけ「元気づくりステーション」やステーションに代わる「サロン」等の立ち上げが出来るよう支援していきます。具体的には、地域住民が興味を持ちそうな内容での講演会、ボランティア養成講座や支援者間の交流会等を実施し、担い手の育成支援をします。
- ・ エリア内に立ち上がっている横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB 通所型支援)「たけの子会」を継続して支援していきます。
- ・ 新しい参加者が増えるよう地域で対象者を絞った介護予防講座を開設し、住民主体で続けられる様、支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

1 専門職との連携

- ・ 介護支援専門員と相談しやすい関係ができており、必要に応じて各種専門職につないだり、情報提供・情報共有し連携を図っていきます。
- ・ 弁護士、司法書士、行政書士、社協等と情報共有を図り連携して成年後見制度の普及啓発に取り組みます。士業団体と協力の上、個別相談会や講座の開催に努めます。
- ・ 警察・消防署等と連携し、高齢者虐待防止のための情報提供を民生委員児童委員、介護支援専門員等に実施し、地域の見守りが行われるように取り組みます。
- ・ 地域の多様な活動をまとめた「かまりやみんなの活動情報」を民生委員児童委員・介護支援専門員・地域の事業所に配布し医療、保健、福祉、生活支援に関わる機関が協力しあえるよう地域の資源の情報提供を行います。

2 地域との連携

- ・ 担当地域内 13 自治会町内会、地域の活動団体、地域のサロン、シニアクラブ、銀行、学校と認知症サポーター養成講座、介護予防講座、健康づくり講演会等を実施し、役員、民生委員児童委員、地域の参加者、責任者等と密に関わり必要な人に社会資源が活用できるような体制を継続していきます。また、地域ケア会議等を通して課題を共有し解決に向けた取り組みを推進、ネットワークを構築し連携を強化していきます。

3 5 職種連携

- ・ 地域ケアプラザ内 5 職種 3 部署が連携し、専門性や技能を活かし一体的に地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。今後も「キャラバン・メイト交流会」「認知症サポーター養成講座」「かまりやサロン（認知症カフェ）」「医療講演会」「出張相談会」を 5 職種で連携して継続開催していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者や家族が今後の暮らし方やサービスを自己決定に基づいて利用できるよう、複数の選択肢を提案し、専門職としての助言を行っており、適切な支援のためには、常に新しい情報を得る必要があると考えています。研修や会議、勉強会などに多く参加し、ネットワークを作り情報を広く収集して業務に生かしています。特にこの地域には病院や介護事業所、インフォーマルサービス等が多いいため、情報交換や顔の見える関係づくりを行っていくことはケアプラザ所属の居宅介護支援事業所の役割だと考えています。

1 総合的な視点からのケアマネジメント

- ・ サービスありきの画一的なプランではなく、利用者の個性（障がい、疾患等）や家族関係など、取り巻く環境を総合的にアセスメントし、その方にあったプランを作成しています。
- ・ サービス担当者会議において、関わっている様々な職種から多角的な視点の意見を収集し、フォーマル・インフォーマルにこだわらない幅広い支援を行っています。
- ・

2 地域包括支援センター・行政との連携

- ・ 地域包括支援センターや行政との連携や協働が特に必要な利用者を積極的に受け入れています。また日常的に、地域包括支援センター3 職種と行政職員の各職種から専門的な意見を聞いたり、必要時には同行を依頼したりと密に連携を取りながら業務にあたっています。
- ・ 地域ケア会議への出席、事例提供等の協力を積極的に行っていきます。
- ・ 消費者被害防止のための普及啓発を地域包括支援センターと連携して行っています。
- ・

3 介護予防支援事業者との連携

- ・ 介護予防支援事業者から委託された介護予防・総合事業の利用者については、同事務所の中

で日常的に情報共有ができます。また、要支援から要介護になった利用者についても、スムーズに引き継ぎができます。今後も利用者が安心して生活を継続することができるよう連携を図っていきます。

4 支援困難なケースへの対応

- ・ 多職種との連携を特に必要とする支援困難なケースを受け入れることは、ケアプラザ所属介護支援専門員の使命として捉えており、地域包括支援センター、行政等との連携を密にしていきます。
- ・ 月1回、地域包括支援センターとの合同会議を開催し、支援困難なケース等について共有・検討する機会としています。それぞれの専門的視点からの意見を出し合い、今後の方針や、役割分担を決めることでより適切な支援につなげています。今後も随時情報を共有し連携できる体制を維持していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

アセスメントや居宅介護支援計画書、新規利用時・更新時に定期的に実施されるカンファレンスでの内容を踏まえ、利用者のニーズを的確に把握し、自宅での生活を継続していくように通所介護を提供しています。近年は家族の構成も変わり、仕事を持ちながら一人で介護をしている家族も増えています。できるだけ家族の要望や希望などに応え、精神的、身体的負担を軽減して在宅介護を長く続けられるような支援に努めています。

利用者の尊厳を守るため、職員は人格・人権を尊重し、思いやりのある心で向き合うこと、また、利用者が笑顔で過ごすことができるよう、日々プログラムの検討に取り組んでいます。地域ケアプラザとして『自分の個性・特技を出せるデイサービス』を支援目標に、サービスを提供しています。サービスの充実を図り、高齢期の地域生活支援の一翼を担えるよう努めています。

1 通所介護事業、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の特徴的な取り組み

- ・ 担当エリアには、特色のある定員10名程度の小規模の通所介護事業所が増加している中、40名定員の釜利谷地域ケアプラザでは大きな施設だからこそできるサービスに力を入れています。具体的には、広い敷地を生かした施設内での歩行訓練、サークル活動（カラオケ・おやつ作り・麻雀等）、専門の講師による音楽体操、体操教室等を導入しています。今後も、利用される方々のニーズに応えられるよう、従来の団体レクリエーションだけではなく、自身で選択できる個別のサークル活動を充実させていきます。
- ・ 活動的に過ごしていただけるよう、職員やボランティアの見守りのもと、家事活動（洗濯物干し、テーブル拭き、茶碗洗い、お盆拭き等）を行う個別プログラムを導入し、日常生活で役割を維持できるように工夫していきます。
- ・ デイサービスの活動を地域の方に広く知っていただくため、広報誌のほか、ホームページ、インスタグラム等インターネットを積極的に活用していきます。
- ・ 月1回セラピードッグ協会に依頼してドッグセラピーを行っています。高齢になり犬が飼

えなくなってしまった方に特に喜ばれており、今後も継続していきます。

2 公の施設、地域ケアプラザが運営する事業者としての取り組み

(1) 地域ケアプラザ利用団体や地域団体、ボランティアとの交流

- ・ 貸館利用団体や地域のサークル活動実施団体に、地域活動交流事業や地域包括支援センターと共に声掛けし、合唱、ダンス、楽器演奏等の披露を受け、利用者の人に文化的な時間を提供することができます。
- ・ 『よこはまシニアボランティアポイント』の受け入れ施設として、日中のお茶出しや麻雀、囲碁将棋の相手など、多数の個人ボランティアが活躍する場となっています。今後も地域との繋がりづくりを図っていきます。

(2) 小学生から大学生の学びの場として

- ・ 地域の活動団体であるフレンドリースペース金沢や小学校・中学校との交流及び職場体験、大学の看護学生の実習受け入れなど、積極的に学習の場として活用してもらえるよう、交流を進めています。

(3) あらゆる人の地域生活を支える法人の事業者として

- ・ 当法人が運営している障害者グループホームから利用者を受け入れています。高齢になった障がい者の支援の実績を積み重ね、誰もが安心して利用できるサービスを提供していきます。
- ・ 認知症の人、医療依存度の高い人などが年々増加していくことに対応するため、職員に認知症介護実践者研修を受講させ、認知症高齢者に対する対応力を高めています。また看護師、主治医、居宅介護支援専門員、訪問看護サービス等と連携して、医療依存度の高い人も積極的に受け入れ、サービスの充実を図っています。
- ・ 介護をする家族の負担を少しでも軽減できるよう、介護の悩みや家庭での出来事を気軽に話せる場として家族会を開催します。

表 通所介護事業サービス提供スケジュール

9:20	提供開始	到着した利用者の方から順番に検温（血压・体温等）
9:30頃	入浴 趣味活動	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴開始 広くて明るい浴室でスタッフ介助・見守りの元、安全に4～5名ずつ順番に入浴していただきます。 ・趣味活動 様々な趣味活動（塗り絵、ちぎり絵、手芸、囲碁、将棋、その他小グループのサークル活動等を提供）
11:30	嚥下体操	むせ込みや誤嚥を防ぎ、美味しく安全に食事を召し上がって頂くため、嚥下体操を実施します
12:00	昼食	様々な食事の提供を行い楽しい時間になるように心がけています。（お楽しみランチ・バイキング・会席料理・流しそうめんやお鍋などの季節感のある食事・職人による握りずしや手打ち蕎麦等）
13:00	休憩 趣味の時間	<p>口腔ケアの実施 食後はゆっくり過ごす時間です。ベッドやソファでゆっくりされる方、趣味活動をされる方など自由に過ごされています。</p>
14:00	体操、レクリエーション サークル活動、教室 ボランティア催し	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションの実施 リハビリ体操を実施した後、職員の考案したレクリエーションを参加希望の方へ行います。参加希望のない方へはサークル活動等の小グループ活動や個別活動を提供します。 ・サークル活動・教室（カラオケ・手作りおやつ・麻雀・散歩・脳トレ・コーヒー・茶道・想い出話（回想法）・制作・音楽教室・体操教室等の各サークル活動や教室） ・ボランティア催し 合唱や合奏、踊り、その他様々なボランティアの催しが予定されています。 ・ドッグセラピーも好評です。
15:00	お茶菓子	<ul style="list-style-type: none"> ・種類豊富なお茶菓子の提供 ・最終週は『お誕生日週間』としてケーキでお祝いします。 ・バイキングおやつ等のイベントも豊富に実施します。
15:30	カラオケ	・カラオケにて、お帰りの時間まで楽しまれております。
16:30	提供終了	準備のできた利用者の方から送迎車にて自宅まで送ります。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

「地域における福祉活動、保健活動等の振興を図り、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する」という指定管理者としての意義を十分に自覚し、地域ケアプラザの運営費は、これらの目的に適合した活動を実現するために適正に管理・執行をしていきます。そのためには、法令を順守し、会計基準に従った法人の会計規則による決算過程を経て、内容及び目的の適合性を厳密に管理すると同時に、起案書の内容を精査し、方向性の見直し、支出予定額や

調達方法の提案も行っています。

- ・ 指定管理料が公金であることを十分に理解し、使途の公共性、使用状況の透明性の確保を図り、正確な記録・書類の保管を行っていきます。
- ・ 予算策定にあたっては、前事業年度の執行費・執行内容を見直し、業務に支障が生じない範囲での経費削減に努力しつつ、現実的な収支計画を行っていきます。
- ・ 月次試算表などで執行率の進捗状況を月ベースで管理し、現場に進捗状況を報告し収支計画に沿った運営を行うように管理していきます。
- ・ 施設開所より 25 年近く経過する中、今後予測される修繕についても柔軟に対応できるよう費用配分していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用については、通所介護事業、居宅介護事業、介護予防支援事業の介護報酬の介護保険収入と自主事業の参加者からの参加料金を施設使用料に充てるなど、事業を充実させるために活用していきます。

運営費の効率性については、安定的な経営基盤を維持し、良質なサービスを提供していくことは法人経営にとって必要な要素と認識し、職員一人ひとりが社会福祉への貢献を念頭に置きながら、経営に関する情報を共有し、コスト意識を高めていきます。

- ・ 指定管理料等運営費においては、事務費及び管理費は業務に支障が生じない範囲で経費削減の努力を実践してきました。今後も継続していきます。
- ・ 職員に、毎月の財務状況や光熱水費を報告し、一人ひとりがコスト意識を高めています。蛍光灯の LED 化を推進し電気使用量の削減、新電力会社との契約により電気料金を始めとした事務費削減にも引き続き努めています。
- ・ 通所介護事業では利用者数に見合った職員配置を行い、非常勤職員を雇用することや常勤・非常勤等の多様な勤務形態の職員を適切に配置するなどの工夫をすることで、人件費の削減にも努めています。
- ・ 日々の業務においても、時間の使い方や人の配置を工夫することで、効率化を図り、超過勤務時間の短縮を実現し、人件費の削減を進めています。
- ・ 高額な物品や修繕については、計画的に実施をすると同時に、実行する際には、その利用価値と耐用性を調査、複数業者の見積書を比較し、より安価なものを選定します。

指定管理料提案書
(横浜市釜利谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	10,835,673円	10,835,673円	10,835,673円	10,835,673円	10,835,673円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	626,567円	626,567円	626,567円	626,567円	626,567円
事業費	高齢者支援100,000円、子育て支援250,000円、障害児者支援100,000円、講演会50,000円、ボランティア育成支援50,000円、地域交流独自事業400,000円、共催事業45,000円、サロン会食65,000円	□	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	
事務費	消耗品350,000円、交通費20,000円、研修費20,000円、印刷費200,000円、通信費250,000円、賠償保険料120,000円、リース料40,000円、会計社労士委託料70,000円、職員傷害保険30,000円、会議費30,000円、手数料200,000円	□	1,330,000円	1,330,000円	1,330,000円	1,330,000円	1,330,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,160,000円	6,160,000円	6,160,000円	6,160,000円	6,160,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	斜線	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	斜線	0円	0円	0円	0円	0円	
施設使用料相当額		斜線	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	
合計			19,080,240円	19,080,240円	19,080,240円	19,080,240円	19,080,240円	
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	26,179,603円	26,179,603円	26,179,603円	26,179,603円	26,179,603円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	4,543,845円	4,543,845円	4,543,845円	4,543,845円	4,543,845円
事業費		介護予防事業50,000円、権利擁護事業50,000円、情報交換会30,000円、共催事業45,000円	□	175,000円	175,000円	175,000円	175,000円	175,000円
事務費		消耗品350,000円、交通費50,000円、研修費50,000円、印刷費150,000円、通信費300,000円、賠償保険料50,000円、リース料200,000円、会計社労士委託料70,000円、職員傷害保険30,000円、自動車保険料120,000円、燃料費50,000円	□	1,420,000円	1,420,000円	1,420,000円	1,420,000円	1,420,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,630,000円	1,630,000円	1,630,000円	1,630,000円	1,630,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,944,448円	-1,944,448円	-1,944,448円	-1,944,448円	-1,944,448円
合計				32,760,000円	32,760,000円	32,760,000円	32,760,000円	32,760,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
事業費	地区推進連絡会■■■■■円、情 報交換会■■■■■円、認知症予 防事業■■■■■円、共催事業■ ■■■■円	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
事務費	消耗品費■■■■■円、交通費■ ■■■■■円、研修費■■■■■円、 印刷費■■■■■円、通信費■■ ■■円	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円	0円
合計			6,184,957円	6,184,957円	6,184,957円	6,184,957円	6,184,957円	6,184,957円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防事業講師料等 120,000円、事業保険料 4,000円、事業用備品購入 25,000円、事務費5,000円	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市釜利谷地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	②	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	③	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
臨時 雇用 職員等	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

地域包括支援センター運営事業の正規雇用職員等の人数は、基本協定書の運営業務を適切に実施する為加配1名追加し4名とし、また請求当事務地域ケアプラザ運営事業の臨時雇用職員は、業務が円滑に行えるようシフト制とし3人でローテーションします。
--

収支予算書
(横浜市釜利谷地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,080,240円	19,080,240円	19,080,240円	19,080,240円
		地域包括支援 センター運営事業	32,760,000円	32,760,000円	32,760,000円	32,760,000円
		生活支援 体制整備事業	6,184,957円	6,184,957円	6,184,957円	6,184,957円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,179,197円	58,179,197円	58,179,197円	58,179,197円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	6,950,000円	7,050,000円	7,150,000円	7,200,000円
		居宅介護支援事業	29,202,000円	29,415,000円	29,550,000円	29,750,000円
		通所系 サービス事業	109,760,000円	111,935,200円	114,153,904円	115,416,900円
			145,912,000円	148,400,200円	150,853,904円	152,366,900円
		その他収入	4,300,448円	4,300,448円	4,300,448円	4,300,448円
			208,391,645円	210,879,845円	213,333,549円	214,846,545円
支出	内訳	人件費	158,884,450円	160,493,300円	162,931,700円	164,229,300円
		事業費	11,905,000円	12,024,000円	12,144,000円	12,265,000円
		事務費	9,427,100円	9,521,000円	9,616,000円	9,712,000円
		管理費	20,849,000円	21,057,000円	21,268,000円	21,481,000円
		その他	3,350,448円	3,350,448円	3,350,448円	3,350,448円
			204,415,998円	206,445,748円	209,310,148円	211,037,748円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円
収支		3,975,647円	4,434,097円	4,023,401円	3,808,797円	3,519,497円